Ⅱ　令和７年度事業実績

【保健総務課】

Ⅱ　令和７年度事業実績

【 保健総務課 】

１　結核予防事業

結核予防事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法）に基づき健康診断、患者管理、患者の療養支援、結核医療、発生動向調査等の一貫した管理を行う。

患者の療養支援については、治療の完了を目的として保健師が入院中から訪問支援を開始し、退院後も訪問･面接等に重点をおいた生活･服薬支援(DOTS支援)を展開している。

（1）結核対策の概要

～結核患者の発見から登録削除まで～

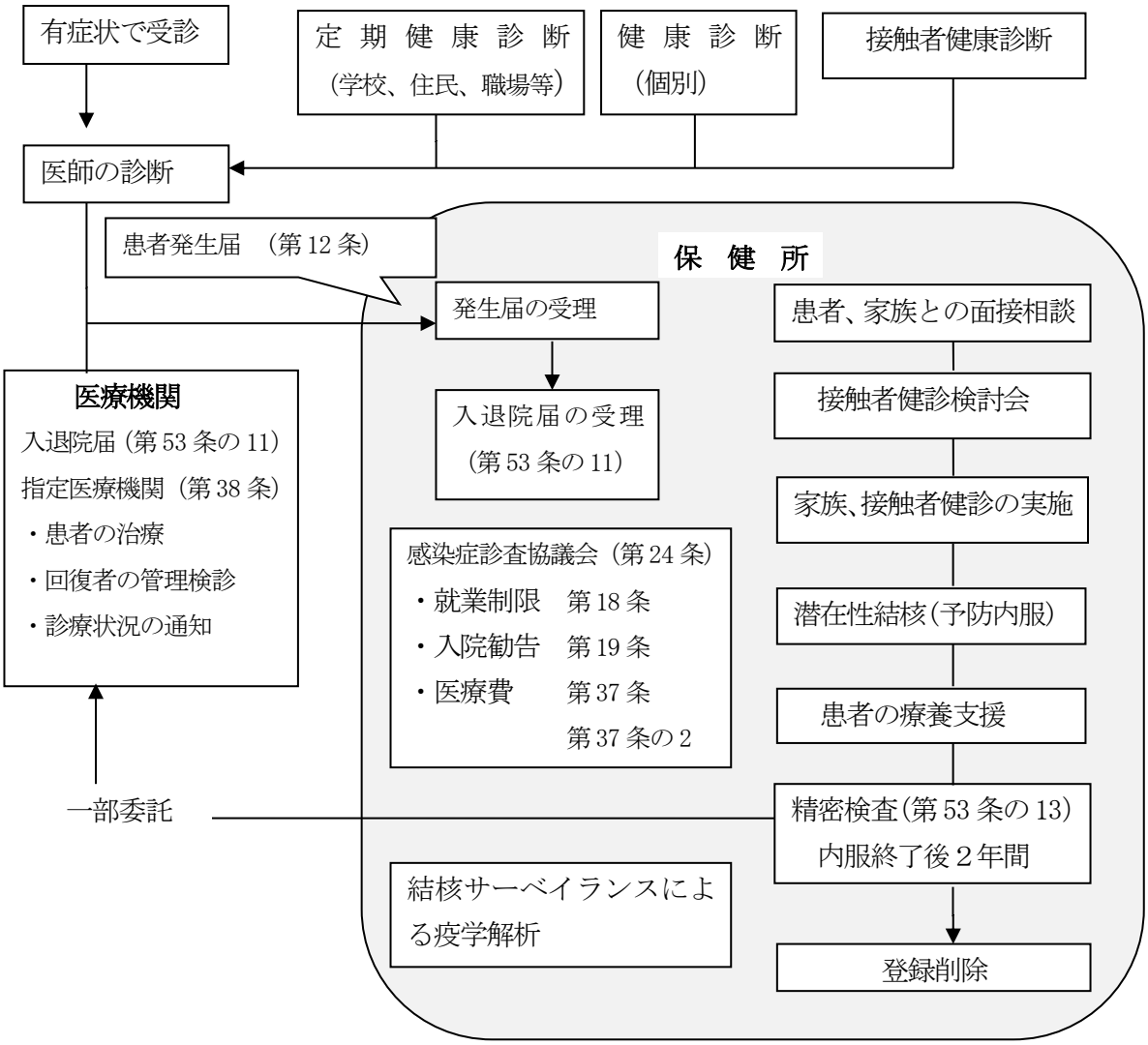

○ 本市保健所では患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等周囲への感染防止等の指導を行っている。

○ 患者は治療終了後、回復者として保健所又は指定医療機関で２年間の管理検診を行い、再発の恐れがなくなった場合登録から削除される。

○ 削除後は、回復者自身にて健康管理を行う。（住民健診又は職場健診）

（2）患者管理

（1） 新登録結核患者数(活動性分類別)

	新登録患者数	肺結核活動性				肺　外活動性結　核	(別掲)潜在性結核感染症
		小計	喀痰塗抹陽性	その他菌陽性	菌陰性その他		
令和６年中	45	31	13	13	5	14	41
令和７年中	33	26	7	10	9	7	37

（2） 新登録結核患者数(年齢階級別)

年代／年	0～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90以上	総計	70以上(%)
令和６年中	1	4	3	0	2	4	13	13	5	45	31 (68.9)
令和７年中	0	6	3	1	1	4	4	12	2	33	18 (54.5)

（3） 支援状況

年度	家庭訪問(DOTS支援含む)		来所相談　(延べ)					電話相談(延)	健康教育	
	実人員	延人員	治療患者	管理検診	接触者健診	希望検診	小計		回数	延件数
令和６年	47	161	193	26	536	0	755	141	1	11
令和７年	33	128	248	46	558	0	852	279	0	0

（4）会議

①結核サーベイランス委員会（８月）

②地区別講習会・九州ブロック会議（７月）

（5）感染症診査協議会

感染症診査協議会は感染症法第24条により設置され、医師、弁護士等で構成される。法第37条（入院勧告・措置）及び法第37条の２（結核外来治療等）に該当する患者の就業制限、入院勧告、入院の延長、医療費公費負担の申請等に関する事項を審査する。令和７年度の開催は24回であった。

＜令和７年度　那覇市感染症診査協議会開催状況＞

申請		承認		保留		不承認	
37条	37条の2	37条	37条の2	37条	37条の2	37条	37条の2
25	125	24	106	1	18	0	1

（3）普及啓発活動

結核・呼吸器感染症予防週間（期間：令和７年９月 24 日～９月 30 日）

・市ホームページおよび市LINEにて結核・呼吸器感染症予防週間の周知

・本市保健所にてパネル展を開催

・令和７年９月24日(水)県民広場で街頭キャンペーン実施

２　感染症予防対策

感染症の予防及び発生時のまん延防止に努め、患者の人権を守りながら市民の安全な生活を守る。また、感染症に関する情報の発信･知識の普及に努め、市民への予防啓発活動を行う。

（1）市内の感染症発生状況

市内の感染症発生状況について、市ホームページにおいて週報を毎週更新し掲載している。

ア　全数把握対象感染症

感染症法には一類～四類感染症・五類感染症のうち 24 疾患・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症が定められており、これらを診断した医師は保健所に発生届により報告しなければならない。

令和７年(令和７年１月１日～令和７年 12 月 31 日)発生件数※		
区分	感染症名	市内
一類感染症	－	発生なし
二類感染症	結核	71
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	3
四類感染症	E 型肝炎	1
	デング熱	1
	レジオネラ症	8
	レプトスピラ症	1
五類感染症	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	2
	急性脳炎	3
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1
	後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染症を含む）	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	10
	侵襲性肺炎球菌感染症	23
	水痘（入院例）	1
	梅毒	31
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	3
	百日咳	181

※感染症サーベイランスシステム（NESID）に登録された診断日に基づく集計。

イ　定点把握対象感染症

感染症法の五類感染症のうち 27 疾患は、市内の医療機関を急性呼吸器感染症定点（10 カ所）・小児科定点（6 カ所）・性感染症定点（３カ所）・基幹定点（１カ所）・眼科定点（１カ所）と定めている。これらの医療機関から１週間毎の感染症発生状況を集計することで、那覇市内の感染症のおおよその流行状況を把握している。

なお、急性呼吸器感染症（ＡＲＩ）は、咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか１つ以上の症状がある急性の感染症の総称である。感染症法施行規則の改正により、令和７年４月７日から、①流行しやすい急性呼吸器感染症の発生動向の把握、②新興・再興感染症が発生し増加し始めた場合に迅速に探知するために、５類感染症に位置付けられ、定点把握疾患の対象となった。

各定点の月別感染症発生状況（集計期間：令和７年１月～令和７年12月）

	感染症名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
ＡＲＩ	インフルエンザ	1954	447	207	96	109	232	215	128	256	624	789	579	5636
	新型コロナウイルス感染症	124	63	75	44	67	337	475	277	197	60	7	17	1743
	急性呼吸器感染症				1760	1533	2557	1656	1230	1741	1845	2019	2056	16397
小児科	RS ウイルス感染症	4	9	8	23	47	62	30	20	12	3	4	1	223
	咽頭結膜熱	5	4	9	2	13	7	16	3	21	3	2	4	89
	Ａ群溶血性レンサ球菌咽頭炎	40	25	46	22	16	25	21	26	26	18	20	43	328
	感染性胃腸炎	164	250	286	153	141	122	146	115	169	111	126	149	1932
	水痘	10	27	12	10	12	30	10	5	5	11	6	12	150
	手足口病	4	5	4	5	9	13	6	18	45	31	23	5	168
	伝染性紅斑	3	11	24	11	10	25	29	30	48	27	14	8	240
	突発性発しん	12	12	6	3	4	16	4	10	10	6	9	9	101
	ヘルパンギーナ	0	0	0	1	17	11	13	5	7	4	2	2	62
	流行性耳下腺炎	0	4	3	5	1	1	1	1	1	0	0	0	17
眼科	急性出血性結膜炎	2	2	1	0	0	2	0	0	1	0	0	2	10
	流行性角結膜炎	14	22	25	10	15	24	9	6	4	7	6	5	147
基幹（週）	細菌性髄膜炎	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	無菌性髄膜炎	0	0	2	0	1	2	2	1	0	1	1	0	10
	マイコプラズマ肺炎	3	0	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	8
	クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	感染性胃腸炎（ロタウイルス）	0	2	2	5	1	0	0	0	0	0	0	0	10
性感	性器クラミジア感染症	7	9	13	11	14	10	14	17	10	13	19	15	152

	性器ヘルペスウイルス感染症	2	3	1	2	0	0	2	2	0	1	2	0	15
	尖圭コンジローマ	3	0	3	5	1	2	2	1	1	0	3	0	21
	淋菌感染症	1	0	4	2	3	2	4	4	1	0	2	6	29
基幹（月）	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌	5	7	10	7	3	6	7	8	2	0	0	0	55
	薬剤耐性緑膿菌感染症	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

ウ　予防普及啓発

感染症対策上、市民への注意喚起の必要があると判断した場合に、マスコミへの公表をしている。

令和７年度　プレスリリース一覧	
令和７年６月 12 日	水痘（みずぼうそう）注意報
７月３日	流行性角結膜炎警報
７月４日	インフルエンザの集団発生事例
７月 10 日	新型コロナウイルス感染症の患者数の増加～第 27 週流行状況
９月 18 日	伝染性紅斑（リンゴ病）警報
10 月 16 日	インフルエンザ注意報
12 月 10 日	インフルエンザの集団発生事例
令和８年１月８日	水痘警報・インフルエンザ警報
２月 26 日	水痘（みずぼうそう）注意報

（2）麻しん対策

麻しんは非常に感染力が強く、早期に診断し、感染拡大防止の措置を実施する必要がある。

麻しん疑い事例を診断した医師は直ちに保健所へ報告し、保健所は、診断した医師等から患者の行動歴や症状等を聞き取り、麻しん疑いが強い場合は直ちに検体の確保を依頼する。検体は沖縄県衛生環境研究所へ搬送し、ＰＣＲ検査を実施する。

令和 7 年は海外からの輸入感染例による 2 次感染が国内各地で発生し、平成 31 年の流行に次ぐ規模の 265 例に上っている。今後も海外からの帰国者や旅行者が麻しんを持ち込む可能性はあり、麻しん対策の継続は必要である。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
麻しん疑い検査数	０件	０件	３件	３件	３件
麻しん陽性数	０件	０件	０件	０件	０件

（3）風しん対策

① 風しん疑い発生時対応

風しんは、風しんウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症で、風しんの免疫がない集団において、１人の風しん患者から５～７人にうつす強い感染力を有す。

風しんの診断については、医師による臨床診断であったが、平成30年１月１日より届出基準の変更があり、風しん疑い事例を診断した医師は直ちに保健所へ届け出ることとなった。またその後のＰＣＲ検査が原則として全例実施となった。そのため那覇市保健所においては、麻しん同様対応を実施している。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
風しん疑い検査数	１件	０件	０件	０件	０件
風しん陽性数	０件	０件	０件	０件	０件

② 風しん抗体検査

風しんは妊娠初期に感染すると、白内障や心疾患等の症状を持つ、先天性風しん症候群（ＣＲＳ）の赤ちゃんが生まれるリスクがあることから、市民を対象に、妊娠を希望する女性やその配偶者及び同居者を対象とした風しん抗体検査を実施している。令和元年12月からは、県内の医療機関にて委託を開始し、市外でも検査を受けられる体制を整備した。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
風しん抗体検査	137名	103名	126名	96件	49件
接種勧奨 (抗体価低い方)	67名	46名	55名	32件	23件

３　エイズ対策及び性感染症対策

（1）　ＨＩＶ（エイズ）検査・性感染症検査

感染予防及びまん延防止のための無料の匿名による相談（随時）・検査（要予約）を実施している。また、性感染症の罹患とＨＩＶ感染の関係が深いことなどから、HIV検査に加えクラミジア・淋菌・梅毒・Ｂ型肝炎・Ｃ型肝炎の検査を行っている。

ＨＩＶ（エイズ）検査・性感染症検査

検査項目	検査件数		陽性数	
	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度
ＨＩＶ	489	528	489	528
性器クラミジア	231	287	231	287
淋菌	231	287	231	287
梅毒	488	527	488	527
Ｂ型肝炎	47	39	47	39
Ｃ型肝炎	41	32	41	32
ＨＴＬＶ－１	6	10	6	10

（2）予防普及啓発

ＨＩＶ啓発普及活動として、６月のＨＩＶ検査普及週間や12月の世界エイズデー等に合わせた周知・啓発活動を行っている。また、市広報誌や市のホームページへの掲載などによる啓発を行っている。また、市内の中学校及び高等学校等へポスター及びパンフレットを送付した。

４　厚生統計

厚生労働行政諸施策の企画及び運営に必要な基礎資料を得るため、国の基幹統計をはじめ各種統計調査を実施するとともに、得られた情報の市民等への提供及び保健所が行う様々な施策での活用を図る。

調査名	目的	時期	対象
人口動態調査 （基幹統計）	人口動態統計事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	・毎月	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻・離婚及び死産の全数を対象
国民生活基礎調査 （基幹統計）	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	・毎年６月 ３年に１回大規模調査実施	国勢調査区から層化無作為抽出した地区内の全ての世帯及び世帯員
医療施設調査 （基幹統計）	医療施設（病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・静態調査 ３年ごとの10月 ・動態調査　毎月	・静態調査：全ての医療施設 ・動態調査：医療法に基づき開設・廃止・変更等のあった医療施設
病院報告 （一般統計）	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	・患者票　　毎月	全国の病院及び療養病床を有する診療所
衛生行政報告例 （一般統計）	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料を得る。	・年度報 （毎年５月末：前年度実績） ・隔年報 （当該年の翌年２月末） （隔年報は都道府県対象）	都道府県、指定都市及び中核市 精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査・生活衛生・食品衛生・乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患（難病）関係、狂犬病予防関係
地域保健・健康増進事業報告	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体であ	・年度報 （毎年６月末：前年度実績）	全国の保健所及び市区町村 ・地域保健事業 母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、

（一般統計）	る保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。		衛生教育、職員の配置状況等 ・健康増進事業 健康手帳の交付、健康診査、機能訓練、訪問指導、がん検診等
患者調査 （基幹統計）	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	・３年ごとの10月 （医療施設静態調査・受療行動調査と同時期に実施）	全国の医療施設から層化無作為により抽出した医療施設（病院約6,500施設、一般診療所約6,000施設、歯科診療所約1,300施設）で、調査日に受療した全ての患者。
受療行動調査 （一般統計）	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	・３年ごとの10月 （医療施設静態調査・患者調査と同時期に実施）	全国の一般病院を利用した患者（外来・入院）を対象とし、層化無作為抽出した一般病院（500施設）を利用する患者。 外来患者票：診察等までの待ち時間、診察時間、来院の目的、自覚症状、医師から受けた説明の程度、病院を選んだ理由、満足度　等 入院患者票：病院を選んだ理由、入院までの期間、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、退院許可が出た場合の自宅療養の見通し、満足度　等

５　地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会

地方独立行政法人は、公共上の見地から地域において確実に実施されることが必要な事業等のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないが、民間に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあると地方公共団体が認めた事業等を効率的かつ効果的に行わせることを目的に設立する法人であり、市は平成20年４月に「地方独立行政法人那覇市立病院」を設立し、那覇市立病院は那覇市直営ではなくなった。

地方独立行政法人法では、設立団体の長である市長は、法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下、中期目標）を定め、法人に指示するとともに、法人の業務実績について評価を行うことが法定化されている。地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会は、法に基づき設置された市長の附属機関として、中期目標の作成時や毎年度の業務実績評価のほか、議会の議決を要する重要事項等について意見を述べることで法人の経営の透明性や効率的で自律的な運営を促進させる役割を担っている。

＜評価委員会の所掌事務＞

	業　務　内　容	時　期	根　拠　条　項
①	各事業年度における業務の実績及び財務諸表の承認についての評価に対する意見具申	毎年	評価委員会条例第２条
②	中期目標期間における業務の実績についての評価に対する意見具申	４年ごと	〃
③	市長が必要と認める事項に対する意見具申	必要時	〃
④	市長による中期目標の作成･変更の際の意見	作成:設立時及び４年ごと 変更:必要時	地方独立行政法人法第25条第３項
⑤	中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績についての評価に対する意見	４年ごと	法第28条第４項
⑥	中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	４年ごと	法第30条第２項
⑦	重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見	必要時	法第44条第２項
⑧	法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の具申	設立時及び必要時	法第56条第１項において準用する第49条第２項

＜令和７年度の開催回数＞　８回

６　那覇市献血推進事業

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、献血の基本理念の普及啓発を図るとともに、各自治会や市内企業への呼びかけの他、本市施設内での献血を実施する等、沖縄県赤十字血液センターと協力し、年間を通して血液を安定的に確保できるよう活動している。

また、本庁自治会等から組織された那覇市献血協力会（平成 17 年発足）との意見交換の実施や、那覇市献血推進協議会を開催し本市の献血への普及啓発等について協議している。

年度別献血実績

	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
那覇市献血協力会	78 名	57 名	84 名	82 名	118 名
那覇市職員等	392 名	408 名	306 名	288 名	344 名
企業・学校等	6,579 名	6,923 名	7,396 名	7,148 名	7,504 名
合　計	7,049 名	7,388 名	7,786 名	7,518 名	7,966 名

Ⅱ　令和７年度事業実績

【健康増進課】

Ⅱ　令和７年度事業実績

【 健康増進課 】

１　健康づくり関係事業

（1）健康づくり事業

令和７年４月より、市民の誰もが健康で安心して暮らせる社会を目指し、「一人ひとりが健康づくりに取り組み、健康長寿を実現する」を基本的理念に掲げ、「健康寿命の延伸」及び「早世（65歳未満の死亡）の予防」を全体目標とした「健康なは21（第３次）」の推進に取り組んでいる。前計画の最終評価より、男性の肥満、健診受診率の低迷、生活習慣病の重症化などの解決には至らず、特に働き盛り世代の健康課題が深刻となっている。そこで、市民の健康課題解決に向けて、「生活習慣病の発症・重症化予防」、「肥満の改善」を重点プランとして強化し、市民・関係機関・団体等で構成する「なは健康づくりパートナーズ」と協働による健康づくりの実践に取り組んでいる。

ア　「健康なは21（第３次）」推進各会議の開催(令和７年度実績)

・「健康なは21」推進幹事会　　１回（庁内）

・「健康なは21」推進本部　　１回（庁内）

イ　「なは健康フェア」(年２回)

(ｱ)　目的：「健康なは21(第３次)」において、健康課題の多い働き盛り世代、特に男性の生活習慣の改善が重点課題となっていることから、働き盛り世代の男性とその家族が、自分の生活習慣や健康を見直す機会とする。

(ｲ)　対象：一般市民

(ｳ)　実施方法：那覇市のボランティア団体(食生活改善推進員等)やなは健康づくりパートナーズと連携参加団体を中心に、企画・調整を行った。

(ｴ)　開催日・場所・参加人数

a 第14回なは健康フェア（ひやみかちなはウォーク同日開催）

日　　時：令和７年11月９日（日）　10：00～15：00

場　　所：沖縄セルラースタジアム那覇　エントランス広場

参加人数：各ブース利用者合計（延1,047人）

b 第15回なは健康フェア

日　　時：令和８年３月15日（日）　11：00～15：00

場　　所：サンエーメインプレイス２F オープンモール（映画館前広場）

参加人数：1,318人

(ｵ)　参加団体

那覇市食生活改善推進員協議会、那覇市健康づくり推進員協議会、那覇市母子保健推進員協議会、那覇地区薬剤師会、全国健康保険協会沖縄支部、沖縄県看護協会、那覇市立病院、大塚製薬株式会社、明治安田生命保険相互会社、スポーツパレスジスタス那覇、ノボ ノルディスクファーマ株式会社、キャンナス那覇、issin 株式会社、株式会社リィ、南部地区歯科医師会、沖縄県腎臓病協議会、食の健康づくり応援団・なはベジ協力店（10店舗）

(ｶ)　実施内容：なはベジ協力店・食の健康づくり応援団の紹介、パネル展、体重・体脂肪測定と健康相談、栄養・運動相談、血管年齢測定、ベジチェック、咀嚼力チェック、塩分味覚チェック、肥満症に関する周知啓発、救急ミニ体験、スマートバスマット体験、サーキット運動、口の健康相談、酪酊状態体験、等

ウ　普及啓発活動

「健康なは21(第３次)」推進のため、市民が生活習慣病について理解を深める機会をつくる目的として実施。

(ｱ)　健康に関連する各月間・週間にあわせてパネル展の実施。

(ｲ)　若い世代を対象とした情報発信ツールとして、SNS（LINE、健康増進課 Instagram）を活用した情報発信

(ｳ)　「なは健康づくりパートナーズ」登録団体数　51 団体（令和８年３月末現在）

エ　食の環境づくり事業

外食等の利用機会の多い市民が、自然と健康になれる食事を選択する環境づくりを目指し、食を通じた健康づくりに取り組む飲食店等を「那覇市食の健康づくり応援団」、野菜を 100g 以上使用したメニューがある又は販売している飲食店等を「なはベジ協力店」として登録を行う。

特に働き盛り世代へ向けた周知・啓発を行い、食環境を整えることで食生活の改善を図る。

＜令和７年度　実績＞

(ｱ)　食の環境づくり事業検討委員会

２回

(ｲ)　広報・周知

・ヘルシーガイドブックの作成　　3,500 部

(ｳ)　食の健康づくり応援団登録店舗数

計 24 店舗（令和７年度末時点）

(ｴ)　なはベジ協力店登録店舗数

計 85 店舗（令和７年度末時点）

オ　地域保健ボランティア活動

食生活改善推進員養成・育成事業

食の健康づくりのボランティアとして市民の食生活の改善を図ることを目的に、食生活改善推進員の養成・育成を行う。

会員数　令和７年度末現在:30 人(新規養成者：３人)

(ｱ)　健康料理教室

参加者へ食事を作る楽しみや大切さを伝えるとともに、野菜たっぷり、油控えめ、時短レシピ等の普及を行う。

(ｲ)　エプロンシアター

エプロンシアターを通して、食事をバランスよく食べることや、朝ごはんを食べることの大切さを幼児や高齢者にわかりやすく伝える。

(ｳ)　食生活展

市役所や保健所のロビーにおいて、望ましい食生活について意識を高めることを目的に、野

菜の１日あたりの必要量の実測体験、フードモデル展示やチラシを用いた食に関する情報提供を実施する。

＜令和７年度活動実績＞

定例会（養成講座同時開催）・・・・・・・・・・・・・ 11 回

食生活展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８回　参加人数・・・・・・・・・・・・・・ 431 人

健康料理教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５回　参加人数・・・・・・・・・・・・・・ 119 人

エプロンシアター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３回　参加人数・・・・・・・・・・・・・・ 125 人

カ　生活習慣病予防健診・保健指導事業

(ｱ)　目的

40 歳未満の健診については、小規模事業所の多い本市では、事業所健診での血液検査の未実施や被扶養者の健診機会がない状況があり、特定健診の年齢に至る前に生活習慣病の発症や重症化が懸念される。また 20・30 代の健康に対する意識としては、進学・就職・結婚・子育てと生活環境が大きく変化する時期でもあり、自らの生活習慣について学ぶ優先度が低い現状がある。

そのため、40 歳前から健診・保健指導による早期発見及び生活改善に取り組む機会を設け、将来の生活習慣病発症・重症化予防及び医療費適正化等に資することを目的に実施する。

(ｲ)　事業内容

a　対 象 者

20～39歳で、地域や職場などで健診の機会のない人

※国民健康保険加入者は、別途健康診査があるため除く。

※妊婦は、妊婦健診の機会があるため除く。

b　健診内容　（国保特定健診と同内容）

基本健診：既往歴の調査、身体計測、理学的検査（身体診察）、血圧測定、尿検査、血液検査

詳細検査：心電図、眼底検査、貧血検査

※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施。

c　保健指導

健診結果を基に、特定健診と同様の階層化を行い、対象者への情報提供・保健指導を実施。

d　実施場所

委託医療機関

e　健診料金

無料（年度内１人１回）

＜令和７年度　実績＞

受診券発券数：456 人、受診者数：292 人

性・年代別受診者の内訳　（令和８年５月現在（速報値））　(単位:人)

	年代	情報提供	積極的支援	動機付け支援	合計
男性	20 代	34	8	0	42
	30 代	27	1	9	37
女性	20 代	68	0	3	71
	30 代	132	3	7	142

※判定結果の判定基準は、「標準的な特定健診・保健指導プログラム」（厚生労働省）に準じる。

キ　地域職域協働による働き盛り世代の健康づくり応援事業

(ｱ)　目的

本市の健康課題として、壮中年期の内臓肥満の予防、喫煙並びに多量飲酒及びその習慣化の予防、うつ病予防（自殺予防）等のメンタルヘルスの取組が重要課題となっている。

このような中で、本市において従業員数50人未満の小規模事業所が9割を占めているが、その健康状態の実態について十分に把握されていない現状にある。

地域・職域において、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するために、関係機関やなは健康づくりパートナーズと連携して、地域及び職域での健康課題についての情報を共有し、職場が自らの健康課題に気づき、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援していく。

（地域・職域連携推進事業実施要綱（厚生労働省健康局通知）に基づき実施。）

(ｲ)　事業概要

a　地域・職域連携会議の実施

・「地域・職域連携会議」の開催

b　周知・啓発

・協会けんぽ等との連携

・なは健康づくりパートナーズとの連携

・健康づくり関係の各種情報提供

c　職場における健康づくり推進支援活動の実施

・なは健康づくりパートナーズ等の個別訪問

・メンタルヘルスセミナーの開催

(ｳ)　事業結果

a　地域・職域連携会議の実施

・「地域・職域連携推進会議」を開催。関係者間での連携協議を行った。（２回）

b　周知・啓発

・協会けんぽと健診データの共有

・健康情報をメルマガ配信　８回

c　職場における健康づくり推進支援活動の実施

・個別訪問（なは健康パートナーズの８事業所）

・メンタルヘルスワークショップ＆相談会　４回（８事業所参加）

ク　受動喫煙対策促進事業

(ｱ)　目的

望まない受動喫煙の防止を目的とした「改正健康増進法が、令和２年４月に全面施行され、多くの人が利用するすべての施設において、原則屋内禁煙となった。

施設の管理権原者等には、各種喫煙室の基準適合などの義務が課され、義務違反に対しては、指導・命令・罰則等が適用され、より受動喫煙対策が強化された。

本事業は、本市健康増進計画「健康なは 21(第３次)」の受動喫煙防止にも関連するため、市民の命と健康を守るために受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発等を行い、望まない受動喫煙が生じない社会環境の整備の推進を図ることを目的とする。

(ｲ)　事業概要

a　普及啓発・周知に関する業務
b　相談に関する業務
c　施設の類型に応じた支援に関する業務
d　情報収集に関する業務
e　義務違反の対応に関する事業

(ｳ)　事業結果

a　普及啓発・周知に関する業務
・食品衛生講習会参加者へのチラシ等の配布　　5,500 枚
・通り会・商工会議所等へのポスター・チラシ配布　25 か所
・ホームページによる周知

b　相談に関する業務
・喫煙可能室設置施設届出書の受理：　1 件
・市民、管理権原者等からの相談対応：41 件

c　施設の類型に応じた支援に関する業務
・第二種施設における「喫煙専用室」、「喫煙可能室」等の相談、現場確認

d　情報収集に関する業務
・厚生労働省から情報の収集
・沖縄県健康長寿課、県保健所との意見交換

e　義務違反の対応に関する事業
・屋外喫煙所の設置についての相談、現場確認
・飲食店における喫煙専用室の技術的基準の測定
・改正健康増進法に関する助言・指導等の件数：24 件

ケ　口腔保健推進事業

(ｱ)　目的

口腔機能の低下は心身機能の低下につながり、フレイルや誤嚥性肺炎等の発症にも大きく関わっていることから、乳幼児期の食べる機能の発達から高齢期の食べる機能の維持向上まで継続した取り組みが必要である。

そこで、本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）第 15 条に規定される口腔保健支援センターを運営し、市民の口腔の健康の保持増進を図るため全ライフステージに対して、むし歯予防や歯周病予防、歯の喪失防止、食育の推進等を行い、歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関して取組むことを目的とする。

(ｲ)　実施内容

a　口腔保健支援センター運営事業

口腔保健支援センターにおいて、市民の口腔の健康の保持増進を図るため全ライフステージに対して事業を実施した。また、事業に関わる関係機関・団体を訪問し連携の強化を図った。

b　歯科疾患予防事業
・むし歯予防講演の開催：乳幼児をもつ保護者等を対象に、歯科医師による「むし歯予防について」講演した。
令和７年度実績：予防講演会　実施回数３回、受講人数 43 人
・成人の歯やお口の健康についての出前講座を実施した。　出前講座２回、受講人数 37 人

・歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付：本市で年度年齢20、30、40、50、60、70歳の市民を対象に歯周病検診を実施しており、令和７年８月末時点の未受診者約23,000人に、はがきを送付し、受診勧奨を行った。

受診率：令和４年度：3.40％　令和５年度：3.26％　令和６年度：2.70％
令和７年度：2.02％

c　食育推進等口腔機能維持向上事業

〇小児の食べる機能の発達に関する取組

・かみかみ講演会の開催：妊婦や乳幼児をもつ保護者等を対象に、歯科医師による「乳児期の食べる機能の発達について」講演した。
令和７年度実績：実施回数６回、受講人数86人

・乳児期の食べる機能の発達についての出前講座を実施した。出前講座１回、受講者数６人

・乳児のお口についての出前講座を実施した。　出前講座：３回、受講者人数41人

〇高齢者の口腔機能維持向上に関する取組

・高齢者向け「オーラルフレイル予防講演会」の開催：加齢とともに口腔の機能も衰え、噛む力、飲み込む力などが低下する。この状態を放っておくと気づかないうちに低栄養となり、さらに要介護につながる可能性があることから、オーラルフレイルの予防について講演した。
令和７年度実績：予防講演会　回数１回、受講人数22人
出前講座実施　回数24回、受講人数373人

２　健康増進事業

生活習慣病の予防とがんの早期発見、早期治療を図るとともに、市民の老後における健康の保持と適正な医療の確保が求められている。本市では平成20年４月１日より健康増進法が施行されたことに伴い、職場等で受診機会のない市民を対象に、20歳以上・偶数年齢の女性に子宮頸がん検診、40歳以上・偶数年齢の女性に乳がん検診、30・36歳の女性に乳がんエコー検診、40歳以上の男女に胃がん検診・大腸がん検診・肺がん結核検診を実施している。

また、40歳以上の生活保護受給者に対して特定健診と同じ検査項目である一般健康診査を実施している。

（1）健康診査

健康診査は、がん、脳卒中、心臓病など生活習慣病を予防する対象の一環として、疾病の早期発見を図るために、これらの疾病の疑いのある者、又は危険因子を持つ者をスクリーニングするとともに、医療を要するものの発見だけでなく、健康診査の結果、必要な者に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行うことによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るためのものである。また、女性特有のがん検診の受診を促進するため、子宮頸がん検診対象者で20歳の方、乳がん検診対象者で40歳の方および30・36歳の方に検診料が無料となる「クーポン券」を送付している。さらに40歳以上60歳までの５歳ごとの年齢を対象とした肝炎ウイルス無料検診の個別勧奨事業も実施している。

・一般健康診査　・・・・・・・・・・・　40歳以上生活保護受給者(集団・個別健診)

・歯周病検診　・・・・・・・・・・・・　20・30・40・50・60・70歳

・がん検診:胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診　・・　40歳以上の男女（集団・個別検診）

子宮頸がん検診　・・・・・　20 歳以上・偶数年齢の女性(集団･個別検診)

※無料クーポン券の対象者は、20 歳の女性

乳がん検診　・・・・・・・　40 歳以上・偶数年齢の女性(集団･個別検診)

※無料クーポン券対象者(マンモグラフィ 40 歳、エコー30・36 歳)女性

･肝炎ウイルス検診　・・・・・・・・・　40 歳以上。40･45･50･55･60 歳は個別勧奨。

なお、平成 29 年度から、国の指針に基づき、乳がん検診の対象を 40 歳以上の偶数年齢としたため、30 歳・36 歳の方には「乳がん無料エコー検査受診券」を、また 32 歳・34 歳・38 歳の方には「自己触診および乳がん啓発ハガキ」を送付している。

①　一般健康診査

令和７年度（単位:人）

年齢別	受診者数	保健指導区分別実人員			
		保健指導非対象者	服薬中のため保健指導対象から除外したもの	保健指導対象者	
				動機付支援	積極的支援
40～44 歳	20	13	4	1	2
45～49 歳	35	19	7	3	6
50～54 歳	47	21	16	3	7
55～59 歳	60	31	17	7	5
60～64 歳	76	35	32	3	6
65～69 歳	96	55	30	11	0
70 歳以上	334	167	133	34	0
計	668	341	239	62	26

②　歯周病検診

令和７年度（単位:人）

	受診者数	異常なし	要指導	要精査
20 歳	23	8	7	8
30 歳	46	13	10	23
40 歳	81	28	29	24
50 歳	111	29	40	42
60 歳	98	20	36	42
70 歳	114	17	43	54
計	473	115	165	193

③　各種がん検診

令和７年度（単位:人）

胃がん検診	受診者	要精密検査
40～44 歳	423	16

大腸がん検診	受診者	要精密検査
40～44 歳	792	52

45～49 歳	496	16
50～54 歳	678	15
55～59 歳	760	22
60～64 歳	1,007	34
65～69 歳	1,405	44
70～74 歳	1,748	68
75 歳以上	2,634	119
計	9,151	334

45～49 歳	860	44
50～54 歳	1,141	54
55～59 歳	1,307	81
60～64 歳	1,724	101
65～69 歳	2,483	161
70～74 歳	3,448	264
75 歳以上	5,173	489
計	16,928	1,246

肺がん結核検診	受　診　者	要精密検査
40～44 歳	749	13
45～49 歳	856	5
50～54 歳	1,087	20
55～59 歳	1,255	26
60～64 歳	1,632	29
65～69 歳	2,419	71
70～74 歳	3,360	97
75 歳以上	5,227	241
計	16,585	502

肝炎ウイルス検診	受　診　者	受診勧奨
40～44 歳	227	1
45～49 歳	219	1
50～54 歳	179	1
55～59 歳	202	2
60～64 歳	178	0
65 歳以上	12	0
計	1,017	5

乳がん検診	受　診　者	要精密検査
30 歳	182	7
36 歳	290	14
40～44 歳	605	46
45～49 歳	297	21
50～54 歳	529	35
55～59 歳	340	16
60～64 歳	646	28
65～69 歳	525	15
70～74 歳	814	41
75 歳以上	965	27
計	5,193	250

子宮頸がん検診	受 診 者	要精密検査
20～24 歳	167	7
25～29 歳	162	8
30～34 歳	380	16
35～39 歳	350	9
40～44 歳	448	13
45～49 歳	293	7
50～54 歳	565	10
55～59 歳	342	5
60～64 歳	686	13
65～69 歳	554	8
70～74 歳	811	11
75 歳以上	883	13
計	5,641	120

各種がん検診(精密検査の状況)　　令和６年度（単位:人）

胃がん検診	受　診　者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患

40～44 歳	483	6	4	0	0	2
45～49 歳	518	5	2	1	0	1
50～54 歳	725	5	2	0	0	2
55～59 歳	752	12	5	0	0	4
60～64 歳	1,011	22	7	1	0	8
65～69 歳	1,313	24	14	1	1	4
70～74 歳	1,793	46	19	1	1	21
75 歳以上	2,426	70	30	6	0	29
計	9,021	190	83	10	2	71

大腸がん検診	受　診　者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
40～44 歳	832	47	24	0	0	7
45～49 歳	885	51	14	1	2	20
50～54 歳	1,169	58	15	0	0	22
55～59 歳	1,235	74	18	0	0	23
60～64 歳	1,718	98	14	4	0	41
65～69 歳	2,424	168	29	7	0	80
70～74 歳	3,551	281	56	14	1	139
75 歳以上	4,770	455	71	12	8	200
計	16,584	1,232	241	38	11	532

肺がん結核検診	受 診 者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
40～44 歳	718	3	3	0	0	0
45～49 歳	825	8	4	0	1	1
50～54 歳	1,052	12	8	0	0	1
55～59 歳	1,139	7	4	0	1	0
60～64 歳	1,565	19	12	0	0	2
65～69 歳	2,174	33	22	0	1	7
70～74 歳	3,255	31	16	0	2	7
75 歳以上	4,810	69	32	0	7	22
計	15,538	182	101	0	12	40

乳がん検診	受　診　者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
30 歳	213	8	1	0	0	5
36 歳	287	11	4	0	1	6

40～44 歳	632	39	13	0	0	20
45～49 歳	270	27	13	0	0	10
50～54 歳	592	39	17	2	1	15
55～59 歳	307	20	8	2	0	6
60～64 歳	625	39	17	5	0	14
65～69 歳	584	25	10	1	1	12
70～74 歳	901	39	21	4	0	11
75 歳以上	827	34	16	3	1	8
計	5,238	281	120	17	4	107

子宮頸がん検診	受　診　者	要精密検査	結果別人員			
			異常認めず	がんであった	がんの疑い	その他の疾患
20～24 歳	229	19	5	0	2	8
25～29 歳	220	8	5	0	1	1
30～34 歳	511	27	7	0	2	12
35～39 歳	380	15	7	0	0	7
40～44 歳	501	21	6	1	2	5
45～49 歳	309	11	5	0	2	4
50～54 歳	642	21	9	0	5	4
55～59 歳	349	8	4	0	1	0
60～64 歳	662	15	6	1	0	5
65～69 歳	628	4	1	0	1	2
70～74 歳	927	13	8	0	1	3
75 歳以上	860	6	3	0	0	2
計	6,218	168	66	2	17	53

（2）健康教育

健康増進法第 17 条の第１項に基づき、集団健康教育を実施している。令和７年度の実績については、以下のとおりである。

集団健康教育　（令和７年度）

教室及び講演会	実施回数	受講者数	内　　容
地 域 健 康 教 室	59 回	832 人	医療機関と連携を図り、栄養と運動面での集団健康教育を実施している。また、地域(自治会等)・職場の要望に応じて保健師等が地域に出向き、生活習慣病予防や健康づくりに関する講話を行う。

（3）健康相談及び栄養相談

保健師、栄養士が那覇市民（40～64 歳）を対象とし、健康に関する個別相談に応じ正しい知識や生活習慣病予防など必要な指導、助言を行っている。

担当者:保健師（地域保健課)、栄養士（健康増進課）等

相談状況（令和７年度）

	人員（延）
電話･来所相談	55 人
栄養相談（妊婦・幼児除く）	96 人
合　計	151 人

（4）訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問して健康問題を総合的に把握し､必要な指導を行ない､これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。

担当者:保健師（地域保健課)、栄養士（健康増進課）等　（※対象　40～64 歳）

訪問指導実施状況（令和７年度）

実人員	延人員
1	2

３　予防接種

医学、医療技術が特段に進歩した今日でも、全ての病原体に有効な薬はなく、ひとたび流行すると死に至ったり、命は取り留めたとしても後遺症で悩まされる感染症も多く存在するため、ワクチンで防げる病気はワクチンで予防するという考えは依然として重要である。

平成 25 年度における成人を中心に国内で大流行した風しん患者の大半は、ワクチンを全く接種していない者や接種回数が不足している者だと言われている。麻しん（はしか）と風しんの両方とも防ぐことができるMRワクチンの重要性について「はしか０プロジェクト」とも連携して広く市民へ周知を行い、より多くの対象の子どもへ接種の機会を与えることが麻しん･風しん対策の重要課題といえる。

感染症のまん延防止と感染予防のため、予防接種法に基づき以下のとおり予防接種を実施し、対象者には個別に通知を送っている。また、接種の機会をより多く確保し、被接種者の利便性を図ることで接種率を向上させるため、個別に医療機関において予防接種が受けられるようにしている。

予防接種に関する法律も度々改正され、平成 25 年度まで任意接種だった水痘、高齢者肺炎球菌ワクチン接種が平成 26 年 10 月から定期接種化され、平成 28 年 10 月にはＢ型肝炎ワクチン、令和２年 10 月にはロタウイルスワクチンが定期接種化されるなど年々複雑多様化している。平成 31 年４月からは予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなかった世代（昭和 37 年４月２日から昭和 54 年４月１日までの間に生まれた男性）に対し、令和７年３月末までの間、風しんの抗体検査・予防接種を公費で受けられるようにし、令和７年４月以降は３月までに実施された抗体検査の結果、抗体がなく予防接種が必要と診断された方に限り令和９年３月 31 日までの２年間公費で受けられる。この世代の抗体保有率を 90%以上にすることを目指し実施している。

新型コロナウイルスワクチン接種は、令和３年２月 17 日から令和６年３月 31 日まで新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種（特例臨時接種）として、各集団接種会場、各医療機関（個別接種会場)、各広域接種会場、各職域接種会場などで実施した。なお、令和６年度からは定期接種へ移行し、同年度秋

冬に高齢者インフルエンザワクチンと同じ対象者で接種が行われた。

予 防 接 種 の 受 け 方 及 び 実 施 状 況

（令和７年度）

種　類	予防接種を受ける年齢	時期と料金	予防接種を受ける回数	対象者数（人）	接種者数（人）	実施率（%）
ＩＰＶ（不活化ポリオ）＊１	３ヵ月～７歳半未満	通　年 無　料	１期初回：３回 １期追加：１回	－	延 10	－
４種混合 （DPT－IPV）	２ヵ月～７歳半未満	通　年 無　料	１期初回：３回 １期追加：１回	延 8,110	延 309	3.81
５種混合 （DPT-IPV-Hib）＊２	２ヵ月～７歳半未満	通　年 無　料	１期初回：３回 １期追加：１回	延 8,110	延 7,342	90.53
D（ｼﾞﾌﾃﾘｱ） T（破傷風）	11 歳～13 歳未満	通　年 無　料	１回	2,986	2,013	67.41
MR1 期（麻しん・風しん）	１歳～２歳未満	通　年 無　料	１回	2,040	1,912	93.73
MR2 期（麻しん・風しん）	小学校就学前の１年間	通　年 無　料	１回	2,640	2,294	86.89
日本脳炎 ＊３	（１期） 6 ヵ月～7 歳半未満 （２期） 9 歳～13 歳未満	通　年 無　料	１期初回：２回 １期追加：１回 ２期：１回	－	延 9,671	－
結核（BCG）	１歳未満	通　年 無　料	１回	2,015	1,913	94.94
ヒブ	２ヵ月～５歳未満	通　年 無　料	原則として １歳未満：3回 3回目終了後７ヵ月以上あけて：１回	2,024	0	0.00
小児用肺炎球菌	２ヵ月～５歳未満	通　年 無　料	原則として １歳未満：３回 １歳以降：１回	2,023	1,885	93.18
ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん）	12 歳になる年度初日～16 歳になる年度末の女子	通　年 無　料	３回	7,602	868	11.42

水痘	１歳～３歳未満	通　年 無　料	２回	3,703	2,950	79.67
B型肝炎	１歳未満	通　年 無　料	３回	2,024	1,911	94.42
ロタウイルス	生後6週から ロタリックス出生後24週まで ロタテック出生後32週まで	通　年 無　料	ロタリックス２回 ロタテック３回	2,029	1,854	91.38
高齢者肺炎球菌	①65歳 ②60 歳～64 歳の障害等級1級に相当する者	通　年 1回4,000円※生保受給者等は無料	１回	3,792	1,156	30.49
高齢者インフルエンザ	①65歳以上 ②60～64 歳の障害等級１級に相当する者	10月～2月 1回1,000円 ※生保受給者等は無料	１回	80,631	35,915	44.54
新型コロナ＊４	①65歳以上 ②60～64 歳の障害等級１級に相当する者	10月～2月 1回:5,000円 ※生保受給者等は無料	１回	80,631	8,473	10.51
帯状疱疹＊５	①65・70・75・80・85・90・95歳・100歳以上 ②60～64 歳の障害等級１級に相当する者	通　年 生ワクチン 1回5,000円 組換えワクチン 1回9,000円 ※生保受給者等は無料	生ワクチン１回 組換えワクチン２回	17,330	4,364	25.18

＊１　不活化ポリオワクチンは平成 24 年度の９月から導入。これまでの生ポリオワクチンとは接種回数が相違するため、接種者人数のみの報告とする。

＊２　令和６年度より、４種混合ワクチンにヒブワクチンを追加した５種混合ワクチンが定期接種化した。

＊３　平成17年からの積極的接種勧奨の中断により対象年齢が大幅に拡大（特例対象者）しており、接種対象者多数のため接種者人数のみの報告とする。

＊４　新型コロナウイルスワクチンは令和６年10月１日から定期接種化

＊５　帯状疱疹ワクチンは令和７年４月１日から定期接種化

〈成人男性の風しん抗体検査・予防接種〉

令和７年度	抗体検査（人）	予防接種（人）
接種者数	535	20

４　栄養改善事業

（1）給食施設等指導事業

健康増進法に基づき給食施設に対し、栄養管理及び衛生管理について巡回指導を行うとともに、給食施設管理者及び従事者の資質の向上を図るための研修会を実施する。また、食品表示法及び健康増進法に基づき、保健分野に係る栄養成分表示や虚偽誇大広告の禁止についての表示に対し助言、指導を行う。

〈令和７年度実績〉

給食施設指導実施（監査同行）数：15 施設

栄養定期報告書結果返し数：192 施設

給食施設従事者研修会：２回　（150 人参加）〈栄養表示指導〉

令和7年度	件数	延べ件数
栄養成分表示	14	14
虚偽誇大表示	0	0
計	14	14

（2）栄養士・管理栄養士免許進達事務

栄養士法に基づき栄養士、管理栄養士免許の交付申請に係る事務を行う。

（申請、名簿訂正・書換え、再交付合計件数）

令和７年度：栄養士免許　計５件、管理栄養士免許　計 28 件

（3）健康・栄養調査委託事業　令和７年度

a　国民健康・栄養調査（毎年実施、４年に１度拡大調査）

健康増進法に基づき、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進対策等に必要な基礎資料を得ることを目的に実施。

〈調査対象〉

調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
寄宮地区	26 世帯	53 人	・身体状況調査 ・栄養摂取状況調査 ・生活習慣調査

〈調査内容〉

・身体状況調査：身長・体重、腹囲、血圧、歩数、血液検査及び問診等

・栄養摂取状況調査：調査日（日曜及び祝日を除く１日間）の食事内容を記載

・生活習慣調査：食習慣や生活習慣、健康に関するアンケートへ記入

５　石綿健康被害救済制度申請窓口業務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年3月7日施行）に基づき、認定の申請及び救済給付の請求に係る相談・受付を行う。

令和７年度の実績

（1）石綿健康被害相談

	令和７年度
件数（件）	8

（2）「石綿による健康被害救済給付」申請手続き受付業務（指定疾病別）

	中皮腫	石綿による肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚
令和７年度	0	1	0	0

6　特定健診・特定保健指導

（1）特定健診･特定保健指導

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の発症、重症化予防により、被保険者の健康増進、及び将来の医療費の適正化を目指すことを目的として、令和５年度に、那覇市国民健康保険第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第４期特定健康診査等実施計画を策定し、令和８年度に中間評価を実施する予定としている。計画では、令和 11 年度までの目標値を特定健診受診率 60%、保健指導実施率 60%としている。

また、医療費適正化に取り組む医療保険者へのインセンティブである、保険者努力支援制度が実施され、特定健診・特定保健指導は主な評価指標の一つとして位置付けられていることから、目標達成に向けて取り組みを強化していく。

市民の受診機会の確保として、県内ほとんどの医療機関で特定健診を受診できるほか、土日の公共施設等での集団健診やナイト健診、庁舎内でのまちかど健診を実施し、年に１度無料で、年間を通して受けられ、特定健診受診券とがん検診受診券の一体化など、受診しやすい環境を提供している。健診受診率向上対策としては、「国保特定健診だより」の全戸配布、公共施設や商業施設等へのポスター掲示、チラシ等配布、ホームページやＳＮＳ等による広報活動をはじめ、新 40 歳向けキックオフレターの送付や過去の受診歴に応じた受診勧奨はがきを送付する等、受診率向上に向けて様々な対策を講じている。

保健指導率向上の方策としては、市民の身近な場所での結果説明会の開催や、土日祝日の個別対応、また、集団健診受診者へは手渡しでの結果返し等を行っている。さらに、市民の利便性を考慮し、特定保健指導の一部を医療機関へ委託して実施している。

（1）　特定健診

令和７年度　特定健診受診率（令和８年６月現在（速報値））

対象者	受診者	受診率
43,327 人	11,696 人	27.1%

※対象者とは、当該年度に１年間継続して国保加入者（40～74 歳）の者

※受診者とは、当該年度に特定健診を受診した者（年度途中国保加入者、喪失者を除く）

令和７年度 特定健診受診者の内訳　男女別（令和８年６月現在（速報値））

男女別		40－49 歳	50－59 歳	60－69 歳	70－74 歳	合計
男性	対象者	4,278 人	5,370 人	6,352 人	5,216 人	21,216 人
	受診者	630 人	994 人	1,806 人	1,745 人	5,175 人
	受診率	14.7%	18.5%	28.4%	33.5%	24.4%

女性	対象者	3,659 人	4,801 人	7,095 人	6,466 人	22,021 人
	受診者	653 人	1,046 人	2,440 人	2,382 人	6,521 人
	受診率	17.8%	21.8%	34.4%	36.8%	29.6%
合計	対象者	7,937 人	10,171 人	13,447 人	11,682 人	43,237 人
	受診者	1,283 人	2,040 人	4,246 人	4,127 人	11,696 人
	受診率	16.2%	20.1%	31.6%	35.3%	27.1%

（2） 特定保健指導

特定保健指導実施状況（令和７年度特定健診受診者分）（令和８年６月現在）

保健指導レベル	対象者	特定保健指導実施	
		初回面談終了者数	初回面談終了率
動機付け支援	1,149 人	645 人	56.1%
積極的支援	523 人	230 人	44.0%
計	1,672 人	875 人	52.3%

（2）その他の保健事業

（1） 国保二次健診事業

糖尿病やメタボリックシンドロームを早期発見し、生活習慣病改善への動機づけ･実践を支援することで、心筋梗塞、脳梗塞等の発症及び重症化の予防を図ることを目的に、二次健診（75g 糖負荷検査、頸動脈エコー、アルブミン尿検査、安静心電図検査）を実施する。対象は、特定健診または健康診査を受けた 35～74 歳で肥満・血圧・血糖値・LDL ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ・中性脂肪などの検査値が基準値を上回っている者。

＜結果＞

令和７年度 国保二次健診受診者 95 人

75ｇ糖負荷試験の結果（HbA1c6.5 未満の者）

	正常型	境界型	糖尿病型
人数	42	28	5

頚部エコー検査

	異常なし	軽度動脈硬化（1.1～5.0㎜）	中等度動脈硬化（5.1～10㎜）	高度動脈硬化（10.1㎜～）
人数	19	53	21	2

微量アルブミン尿検査

	正常	微量アルブミン尿	顕性たんぱく尿
人数	83	12	0

安静心電図検査

	所見なし	所見あり	所見ありのうち要精密検査
人数	55	40	10

（2） 健康診査（国保 20･30 代を対象とした健診）

特定健診の対象となる前の20･30代の国保加入者の方を対象に健診を実施し、健診結果に基づく生活習慣改善に向けた支援を実施する。

令和７年度受診状況（令和８年６月現在）

	令和６年度	令和７年度
受診者数	1,343	1,037

令和７年度健康診査受診者への保健指導実施状況（令和８年６月現在）

	令和６年度	令和７年度
対象者数	277	209

（３） 生活習慣病重症化予防の保健指導

沖縄県は全国一肥満率が高く、健診結果で受診勧奨値以上の要医療者が多いことや症状が悪化してからの受療が多い等の健康課題がある。そのため、特定保健指導の対象者のみでなく要医療者やコントロール不良等も対象にして、病気の発症・重症化を防ぐことを目的に、生活習慣改善指導や受療支援等の保健指導を実施する。

令和７年度生活習慣病重症化予防対象者への保健指導実施状況（令和８年６月現在）

保健指導レベル	令和７年度特定健診受診者数11,696人（令和８年６月現在）				
	対象者	面接	電話	手紙	対応数合計
要医療者	222	91	45	86	222
コントロール不良者	886	199	141	546	886
その他	63	9	6	48	63
計	1,171	299	192	680	1,171

（４） 慢性腎臓病（CKD）対策の推進

慢性腎臓病（CKD）の重症化による人工透析の新規患者数の減少と心血管系疾患の患者数の減少を図ることを目標として、関係者、団体、行政等が協働して「那覇市CKD病診連携推進会議」を設置し、①CKD病診連携システムの整備・推進、②早期発見のための健診等受診率の向上、③保健指導体制の確立、④市民への普及啓発を推進する。そのことにより、医療費の適正化を目指す。

＜CKD病診連携に関わる医療機関数＞ 当初の目標数はクリアしている

CKD登録医数 （かかりつけ医）	腎臓診療医 （腎臓専門医など）
66人	33人

※令和７年度末時点

（５） 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業

国では「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進」が検討され、令和２年４月から市町村での本格実施に向け取り組むよう各種法整備がされた。本市においても、関係部局が一体となり、後期高齢者医療保険、生活習慣病等の重症化予防、介護予防といった、切れ目の

ない保健指導、地域支援事業等との連携等、支援体制の構築により、脳心血管疾患や糖尿病等の合併症・重症化の予防、介護の重度化防止を行うことで、健康寿命の延伸を目指し社会保障制度の維持を目的としている。

ア　対　　象

那覇市に住む後期高齢者医療被保険者（75 歳以上）

イ　事業内容

① 沖縄県後期高齢者広域連合との委託契約に基づき実施する

② 事業の企画・調整を管理栄養士が行う

③ KDB システムを活用した地域の健康課題の分析、対象者の把握

④ 医療関係団体との連絡調整

⑤ 高齢者に対する支援として、個別的支援（ハイリスクアプローチ）と健康教室 （ポピュレーションアプローチ）を実施。（ちゃーがんじゅう課と連携して事業を実施）

ウ　事業実績

18 生活圏域（地域包括支援センター）で実施

① 地域包括支援センターや医療機関係団体等と連携し、随時調整会議実施

② 個別的支援（ハイリスクアプローチ）：985 件（延）

③ 健康教室 （ポピュレーションアプローチ）：161 回、参加人数 2,171 人

④ 健康状態不明者の訪問支援：56 件

Ⅱ　令和７年度事業実績

【地域保健課】

【 地域保健課 】

1　母子保健

（1）母子保健の概要

令和７年度末、「健やか親子なは（成育医療等計画）」を策定し、基本理念である「成長過程にあるすべての親と子が将来を見据え、いきいきと健やかな生活ができる」に基づき、妊婦及び乳幼児の健康診査、健康相談、健康教育、親子（母子）健康手帳交付、母子保健地域活動事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等を実施している。「健やか親子なは（成育医療等計画）」は、次の３つを基本目標とし、基本目標ごとに具体的目標を掲げ、市民、行政等の各取り組みを推進していく。

基本目標１　将来の妊娠を含めた、妊娠・出産の健康管理を行いながら安心・安全に過ごすことができる

基本目標２　乳幼児期から規則正しい生活習慣を身につけ、親も子も健やかに成長することができる

基本目標３　地域に見守られながら、こどもが自らこころとからだの健康を考え行動できる力がつく

（2）母子医療給付

①　未熟児養育医療費事業

法的根拠：母子保健法第 20 条

目　　的：身体の発育が未熟なまま出生した乳児（出生体重 2,000ｇ以下、または生活能力が特に薄弱等）で医師が入院養育を必要と認めた者が給付対象。給付対象者の医療費の一部を公費負担することにより保護者の経済的負担の軽減を行う。医療費は、市町村民税額等に応じて一部自己負担があるが、自己負担金はこども医療費助成金の給付対象である。

令和７年度 新規給付決定件数（出生体重別）

出生時の体重	1,000ｇ以下	1,001ｇ～1,500ｇ	1,501ｇ～2,000ｇ	2,001ｇ～2,500ｇ	2,501ｇ以上	合計
	5	7	22	12	6	52

令和７年度　出生時の在胎週数（人数）

新規給付決定実人員	20～23 週	24～27 週	28～31 週	32～35 週	36～39 週	40～44 週	不明
52	0	6	5	22	18	1	0

②　自立支援医療（育成医療）事業

法的根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第１項に基づく自立支援医療

目　　的：身体に障害のある児童に対し、手術などの治療で比較的短期間にその障害の除去あるいは軽減が期待できる場合に、治療費を公費負担する制度である。指定医療機関において医療を現物給付し、「世帯」の所得に応じ一部自己負担がある。給付期間は概ね３ヶ月以内（90 日まで）とする。移送費や治療用装具等の支給もある。

対 象 者：18 歳未満の児童

【給付状況】

	令和７年度
申請件数	73 件
給付件数	71 件
扶助費総額	4,629,408 円

【障害別給付状況】

		令和７年度
視　覚　障　害		5 件
聴覚・平衡機能障害		1 件
音声・言語・そしゃく機能障害		39 件
肢　体　不　自　由		13 件
内臓障害	心　臓	2 件
	腎　臓	0 件
	小　腸	0 件
	肝　臓	0 件
	その他	11 件
免 疫 機 能 障 害		0 件
計		71 件

③　小児慢性特定疾病医療費事業

法的根拠：児童福祉法第 19 条の２

目　　的：長期にわたり療養を要する児童等の健全な育成のため、国が指定した疾患について医療費の助成を行うことにより患者家族の経済的負担の軽減を図り、適切な医療を受けられるようにする。※医療費は、世帯の住民税額等に応じて、一部自己負担がある。

対　　象：18 歳未満（継続の場合は 20 歳になる誕生日の前日まで）

【小児慢性特定疾病給付状況】　　※各年度末時点の延疾病数

分類名	令和５年度	令和６年度	令和７年度
悪性新生物	50	49	35
慢性腎疾患	38	38	35
慢性呼吸器疾患	40	41	42
慢性心疾患	81	80	77
内分泌疾患	171	154	143
膠原病	13	11	15
糖尿病	27	25	27
先天性代謝異常	17	17	16
血液疾患	14	14	12

免疫疾患	1	2	1
神経・筋疾患	53	58	56
慢性消化器疾患	25	32	29
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	10	10	11
皮膚疾患	2	2	2
骨系統疾患	4	4	5
脈管系疾患	2	2	3
合　計	548	539	509

④　先進医療不妊治療費助成

法的根拠：少子化社会対策基本法第 13 条

目　　的：先進医療不妊治療については、令和４年４月１日以降も保険適用外となっていることから、先進医療不妊治療を受けられた夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、先進医療不妊治療費の一部を助成している。

対 象 者：法律上婚姻している夫婦で、次の要件すべてに該当する方（事実婚を含む）

・夫婦の両方又は一方が那覇市内に住民登録していること

・治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること

・治療期間の初日が令和４年４月１日以降であること

・指定医療機関において、先進医療不妊治療を受けたこと

助成内容：１回の治療につき医療機関に支払った先進医療不妊治療に係る額と基準額とを比較し少ない方の７割を助成する。

助成実績：令和７年度　申請件数 388 件、助成件数 388 件

申請者(妻)の治療開始時点の年齢別申請件数

妻年齢	申請件数
20～29 歳	15 件
30～34 歳	63 件
35～39 歳	166 件
40～42 歳	144 件
計	388 件

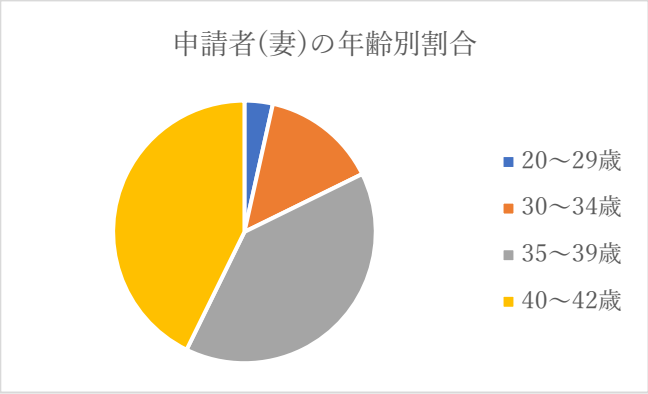

⑤　不育症検査費用助成事業

法的根拠：少子化社会対策基本法第 13 条、母子保健衛生費国庫補助金交付要綱、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱

目　　的：２回以上の流産・死産の経験がある方に対し不育症検査が実施されているが検査によっては一部保険適用外となっておりその場合自費診療となることから経済的負担が重く、十分な検査・治療を受けることができないためその費用の一部を助成し経済的負担の軽

減を図る。

対 象 者：次の要件すべてに該当する方

・２回以上の流産・死産の既往があること

・那覇市に住民登録していること

・先進医療として告示されている不育症検査をその実施機関として承認されている保険医療機関で実施したもの

助成内容：１回の検査につき６万円を上限に助成する。

助成実績：令和７年度　申請件数４件、助成件数４件

（３）健康診査事業

① 乳児一般健康診査

法的根拠：母子保健法　第13条

目　　的：乳児期は生涯を通じて、発育の最も速やかな時期であり、発育・発達の異常の早期発見及び発達に関連する養育状況、家庭環境にも留意する必要が大きい時期である。疾病及び異常を早期発見し、健全な発育・発達を促すために栄養（母乳・離乳含め）、育児、予防接種、生活に関すること等総合的な指導助言を行い、もって乳児の健康の保持増進を図る。

対　　象：乳児前期健診：生後３か月～６か月未満

乳児後期健診：生後９か月～１歳未満

内　　容：① 一般健康診査

・乳児前期健診（契約医療機関での個別健診）

身体計測・内科診察・発達観察

・乳児後期健診（集団健診）

問診・身体計測・貧血検査・内科診察・発達観察・保健相談・栄養相談・歯みがき相談

② 精密健康診査票

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある児に対して、精密健康診査票を発行する。

② １歳６か月児健康診査

法的根拠：母子保健法　第12条

目　　的：１歳６か月児は幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる時期である。運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅延等障害をもった小児を早期に発見し、適切な指導や療育の援助を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、虫歯の予防、幼児の栄養、食生活及び育児に関する指導、助言を行い育児不安の解消、幼児の健康の保持増進を図る。

対　　象：１歳８か月～２歳未満

内　　容：① 一般健康診査

問診・身体計測・貧血検査・内科診察・発達観察・歯科診察・歯みがき相談（フッ素塗布含む）・保健相談・栄養相談・子育て相談（心理相談）

② 精密健康診査票

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある児に対して、精密健康診査票を発行する。

③　２歳児歯科健康診査

法的根拠：母子保健法　第13条

目　　的：２歳児は乳歯が生えそろい、行動範囲が広がり食生活の幅が広がる時期である。この時期に保健相談等も含めた総合的な歯科健康診査を行うことで、異常の早期発見と治療につなげると共に、幼児期における望ましい生活習慣の確立を促し、もって幼児の健康の保持増進を図る。

対　　象：２歳７か月～３歳未満

内　　容：　歯科診察、歯みがき相談（歯みがき指導、希望者へフッ素塗布）、保健相談、栄養相談

実施状況：受診延べ人員

令和７年度　1,762人

④　３歳児健康診査

法的根拠：母子保健法　第12条

目　　的：幼児期において幼児の健康・発達の個人的差異が比較的明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長に影響を及ぼす３歳児に対して健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関すること等総合的な指導助言を行い、もって幼児の健康の保持増進を図る。

対　　象：　３歳６か月～４歳未満

内　　容：① 一般健康診査

問診・身体計測・尿検査（蛋白・糖）・内科診察・発達観察・歯科診察・歯みがき相談（フッ素塗布含む）・保健相談・栄養相談・子育て相談

② 精密健康診査票

一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常の疑いがある児に対して、精密健康診査票を発行する。

乳幼児健康診査実施状況　：令和７年度実績　　単位:人･%

	乳幼児健康診査			
	乳児前期健診	乳児後期健診	１歳６か月児健診	３歳児健診
対象者数	2,015	2,065	2,102	2,357
受診数 [受診率]	1,828 [90.7]	1,891 [91.6]	1,939 [92.2]	2,142 [90.9]
異常なし [率]	1,391 [76.1]	1,337 [70.7]	1,336 [68.9]	1,482 [69.2]
既医療	114	82	98	118
要経過観察	115	256	384	190

要精密	147	211	116	343
要治療	61	5	5	9

⑤ 子育て支援アプリ事業

法的根拠：母子保健法　第12条、第13条、第16条

目　　的：乳幼児健診の受診票のデジタル化により、手間やヒューマンエラーを回避し、乳幼児健診の円滑化を図る。

対 象 者：那覇市に住所を有する乳幼児の保護者、乳幼児健診に関わるスタッフ及び医療機関

内　　容：乳幼児健診の受診票を電子化し、保護者及び乳幼児健診スタッフは、デジタル受診票に問診内容や健診結果を入力する。

デジタル受診票利用状況　：令和７年度実績　（令和８年３月末現在）　　（単位:人・%）

	乳児前期健診	乳児後期健診	１歳６か月児健診	２歳児歯科健診	３歳児健診
対象者	766	1,891	1,939	1,762	2,142
利用者	373	663	555	386	405
利用率	48.7%	35.1%	28.6%	21.9%	18.9%

（4）母子保健相談指導事業

① 電話や来所による相談

法的根拠：母子保健法第９条（知識の普及）、第10条（保健指導）

目　　的：母性又は乳幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

対 象 者：那覇市に住所を有する妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等、またその家族

内　　容：子どもの発育や発達、母子保健に関する相談に、電話や来所などで対応し、必要時関係機関の紹介などを行う。

実施状況：令和７年度　相談実績　延べ12,434件

② 妊産婦栄養相談

妊娠中及び授乳期の食生活や離乳食の悩み等、保護者の不安軽減を図ることを目的に、個別相談を行う。

令和７年度実績

来所相談17人　　電話相談56人　　訪問12人　　計85人③　乳児健診事後フォロー栄養相談

個別健診である乳児前期健診において第一子又は栄養に関する主訴・所見がある乳児の保護者に対し、栄養士が電話相談を実施し、乳幼児の健康の保持増進と保護者の不安軽減を図る。

令和７年度実績　　電話相談　428件

④ 助産師による妊産婦･新生児等の訪問指導

妊産婦及び生後３か月未満の乳児を対象に、助産師が母子の健康の保持及び増進を図ることを目的に訪問指導を行っている。

令和７年度実績

訪問世帯数	妊産婦訪問件数(延べ)	新生児・乳児訪問件数（延べ）

611	611（613）	614（616）

⑤ 訪問指導

法的根拠：母子保健法第 10 条（保健指導）、第 11 条（新生児の訪問指導）、第 17 条（妊産婦の訪問指導等）

目　　的：妊産婦若しくはその配偶者及び乳幼児の保護者に対して、保健師が妊娠･出産又は育児に関して相談に応じ、必要な保健指導や助言を行い、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。

対 象 者：那覇市に住所を有する妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等、またその家族

実施状況：令和７年度実績

年度	妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		合計	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
令和７	133	203	642	911	83	92	55	66	334	414	199	257	89	146	1535	2089

※その他内訳:学童、障がい児、障がいがある養育者など

⑥ 未熟児交流会

法的根拠：母子保健法第 18 条及び第 19 条、那覇市母子保健相談訪問指導事業

目　　的：未熟児の育児は、医療上のリスクをはじめ長期の親子の分離により育児不安が大きい傾向があることから、同じ経験をもつ保護者同士が交流し、学習の機会を持つことにより、孤立した育児を防ぎ、育児不安の軽減並びに主体的に育児に取り組むことができるよう支援することを目的とし実施する。

対　　象：未熟児養育医療受給対象児とその保護者

内　　容：第１回「親子ふれあい遊び、座談会」

第２回「親子ふれあい遊び、ストレッチ運動、座談会」実施状況：未熟児交流会参加状況

年度	回数	参加者数（延べ）
令和７	２回	第１回　６組　14 名 第２回　６組　16 名 計 30 名

⑦ 地域での健康教育

法的根拠：母子保健法第９条（知識の普及）、第 10 条（保健指導）、健やか親子なは推進事業

内　　容：乳幼児の発育・発達に関すること、子育てに関すること、思春期保健に関することなどを地域や学校と連携し健康教育を行っている。

実施状況：令和７年度実績

子育てに関する出前教室　８回

⑧ 那覇市低体重児届出事務

法的根拠：母子保健法第 18 条

目　　的：低体重児は、生活環境や病気の予防等配慮を要するため、必要に応じて保健師等の支援につなげる必要がある。そのため、低体重児の把握後、地区保健師や助産師へスムーズにつなぐために必要な事項を定めることを目的とする。

対　　象：那覇市に住所を有する体重が 2,500 グラム未満で出生した乳児

内　　容：低体重児の届け出で把握後、地区保健師や助産師訪問で養育指導を実施している。

（那覇市の現状）

那覇市	出生数（人）	2,500g 未満	2,500g 未満の割合	沖縄県 (2,500g 未満の割合)	全国 (2,500g 未満の割合)
令和６年	2,048	212	10.4%	11.6%	9.8%

沖縄県：衛生統計年報（人口動態編）より（最新情報）

（5）母子保健地域活動事業（母子保健推進員活動）

目　　的：那覇市母子保健計画の基本理念である「親と子が地域の中でいきいきと健やかな生活ができる」の実現のために、各種母子保健事業の周知・啓発を通して地域の人々と共に母子保健の向上を図ることを目的とする。

内　　容：乳幼児、妊産婦のいる世帯へ家庭訪問等を行い、子育て中の親の相談相手となり予防接種・乳幼児健診の勧奨、育児サークル支援等、地域に密着した活動や取組を行う。

令和７年度実績

・母子保健推進員数（令和８年３月末現在）19 人

・子育て応援訪問（乳幼児健診未受診者への訪問など）延べ件数 609 件

活動内容	回数	母子保健推進員延べ数	参加市民数
保健所事業でのボランティア	2	4	26
出前講座	8	14	180
子育て支援センター等ボランティア	3	5	51
親子ふれあいフェア・地域まつり等	2	27	445

（6）発達支援強化事業

法的根拠：発達障害者支援法　第３条、第５条、第６条

目　　的：乳幼児健康診査及び健診事後事業等において、発達障害の疑いのある児や、子どもとの関わり方に不安をもつ保護者等の早期発見及び早期支援を行い、乳幼児期から就学までの発達支援体制の構築及び充実を図る。

事業対象：下記の乳幼児とその保護者

① 言語発達、情緒発達、生活習慣の自立や社会性の発達が気になる子どもと保護者

② 保護者の関わり方等が発達の遅れに関与していると思われる子どもと保護者

③ 育児のしづらさや子どもとの接し方に不安等を訴える保護者と子ども

実施状況：令和７年度実績

事業名	回数	相談・来所者数
のびのび相談	187 回	187 人
すくすく教室	28 回	延べ 251 組（実 103）
健診会場(1.6 歳児・３歳児健診)における保育観察	1.6 歳児：36 回	146 人（保健師への情報提供）
	3 歳児：42 回	151 人（保健師への情報提供）
出前教室	8 回	74 組

（7）「健やか親子なは」推進事業

法的根拠：平成 26 年度に策定した母子保健計画「健やか親子なは 2015」を、令和７年度末に、母子保健のより一層の充実を図るため、成育医療等基本方針に基づいて新たに「健やか親子なは（成育医療等計画）」を策定した。

令和７年度実績

那覇市母子保健推進協議会開催：２回

産婦人科連絡会議：　１回

思春期連携会議：　１回

（8）思春期健康教育事業

思春期に対し、命の大切さや心身の健康について正しい知識を身につけ、将来、親となり次世代を育むことができるよう発達段階に応じた健康教育を実施することで、思春期にあるこどもたちの健康の保持増進と母子保健の向上、母子保健計画「健やか親子なは 2015」の推進を図る。

年度	実施回数	受講人数
令和７年度	75 回	13,149 人

（9）健康づくり推進員養成育成事業

法的根拠：健康増進法第３条

目　　的：地域の健康づくりのリーダーとして、健康づくり推進員（以下推進員という）を養成・育成し、推進員が行政や関係機関と一体となり、市民（地域）ぐるみの健康づくり活動を主体的・継続的に行えるよう活動の支援を行う。

内　　容：① 毎月の理事会・定例会への企画・調整・実施・報告等に関わること。

② 個人活動・地区活動・全体活動による活動の支援。

③ 推進員の養成に関すること。

④ その他、推進員活動・健康づくり推進員協議会活動に関すること。

推進員数：14 名（令和７年３月末現在）

実施状況：〇理事会（毎月第１水曜日 14 時～16 時）、定例会（毎月第３水曜日 14 時～16 時）

〇市民向け健康講座の企画実施

講師：医療法人おもと会大浜第一病院　高橋　隆　医師

講話内容：「フレイル予防で元気な未来へ！～健康長寿を目指そう～」

参加者：28 名

〇イベント等への参加

・那覇市開催の健康フェアにて、血管年齢測定と生活習慣病についてのミニ健康パネル展を２回実施（令和７年 11 月来場者 177 名、令和８年３月来場者 198 名）

(10) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

法的根拠：児童福祉法第 19 条の 22、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

目　　的：慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、対象児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供

及び助言を行うとともに関係機関との連絡調整、その他の事業を行う。

内　　容：〇相談支援事業・・実人員 199 人（延べ 675 人）訪問実施　実人数 42 人（延べ 61 人）
〇小慢児童等自立支援員による支援事業・・・相談実人員０人
〇療養生活支援事業・・・利用実人員　18 人（延べ 133 人）、委託事業所　18 か所
〇関係機関との情報交換、連絡会議等・・・14 回

２　難病対策

（１）難病とは

・発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病
・長期にわたり療養を必要とする疾病
（根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律 第１ 条）

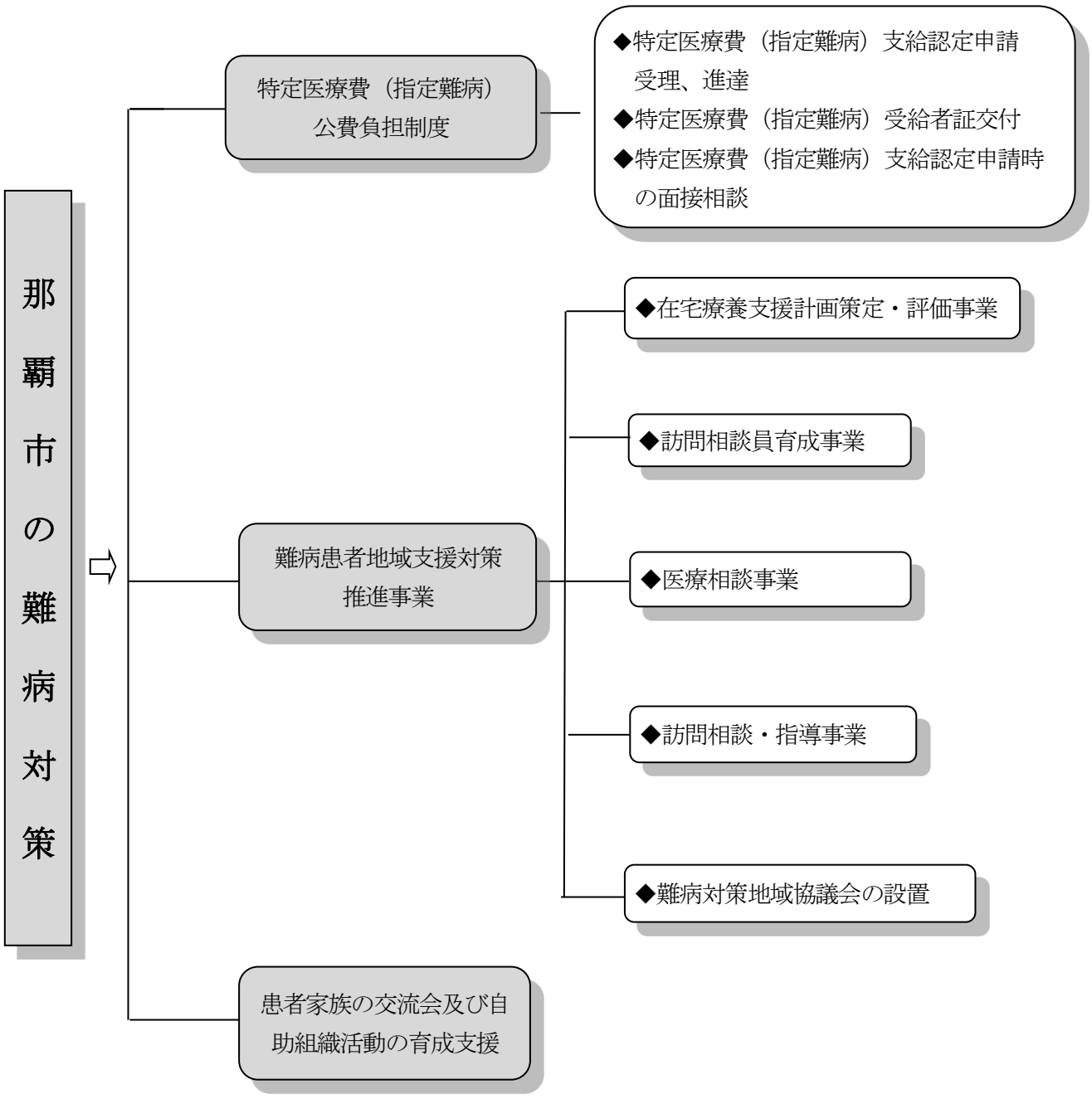

（2）特定医療費（指定難病）公費負担制度

① 事業の概要

目　　的：原因が不明であって、治療法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が「指定難病」と定めた対象疾病について、その治療にかかった費用（医療保険適用後の医療費の自己負担分）の一部を公費により負担する。

対象疾病：厚生労働省が「指定難病」と定めた 348 疾病（令和８年３月現在）

対象患者：那覇市に住所を有する者

医療費の自己負担：住民税額等に応じて、自己負担限度額が決定される。

特定医療費（指定難病）医療費助成を受けるための手続き

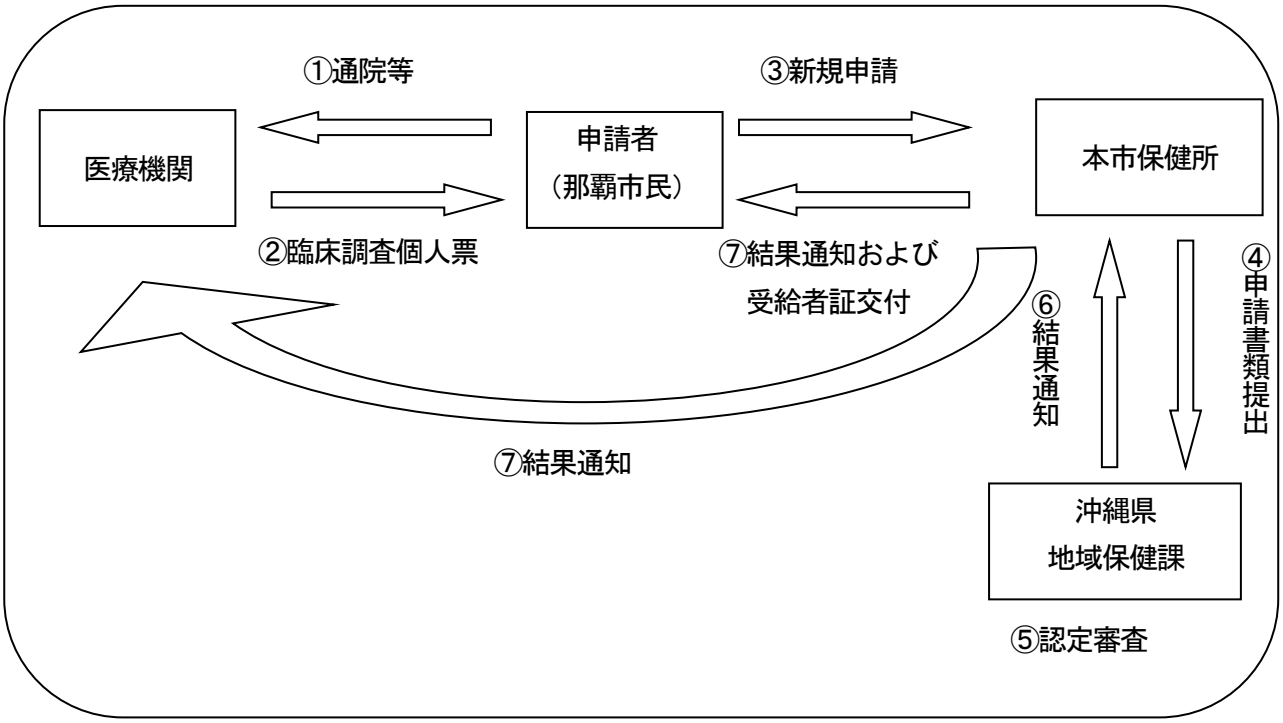

② 受給者の状況

特定医療費（指定難病）受給者数は、令和８年３月 31 日現在で受給者実人数 2,954 人、延疾病件数は、3,016 件である。

※令和７年度　特定医療費（指定難病）疾病別受給者数

告示番号	疾病名	男	女	総計
1	球脊髄性筋萎縮症	4		4
2	筋萎縮性側索硬化症	11	4	15
3	脊髄性筋萎縮症	3	9	12
5	進行性核上性麻痺	25	21	46
6	パーキンソン病	160	260	420
7	大脳皮質基底核変性症	5	4	9

8	ハンチントン病		2	2
10	シャルコー・マリー・トゥース病	3	6	9
11	重症筋無力症	38	47	85
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	11	36	47
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	9	9	18
17	多系統萎縮症	8	8	16
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	15	10	25
19	ライソゾーム病	2	3	5
20	副腎白質ジストロフィー	2		2
21	ミトコンドリア病	2	3	5
22	もやもや病	6	20	26
23	プリオン病		2	2
24	亜急性硬化性全脳炎	3	2	5
26	HTLV-1 関連脊髄症	7	14	21
27	特発性基底核石灰化症	1		1
28	全身性アミロイドーシス	9	2	11
33	シュワルツ・ヤンペル症候群		1	1
34	神経線維腫症	1	6	7
35	天疱瘡	1	7	8
37	膿疱性乾癬（汎発型）	7	3	10
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	1		1
39	中毒性表皮壊死症		1	1
40	高安動脈炎		15	15
41	巨細胞性動脈炎	4	10	14
42	結節性多発動脈炎	2	1	3
43	顕微鏡的多発血管炎	12	11	23
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	4	7
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	9	28	37
46	悪性関節リウマチ	3	7	10
47	バージャー病	3		3
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	4	5	9
49	全身性エリテマトーデス	37	245	282
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	15	72	87
51	全身性強皮症	4	36	40
52	混合性結合組織病	1	25	26
53	シェーグレン症候群	5	121	126
54	成人発症スチル病	2	10	12
55	再発性多発軟骨炎		4	4

56	ベーチェット病	7	14	21
57	特発性拡張型心筋症	16	9	25
58	肥大型心筋症	5	6	11
60	再生不良性貧血	7	17	24
61	自己免疫性溶血性貧血	1	1	2
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	3	4
63	免疫性血小板減少症	7	22	29
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	2
65	原発性免疫不全症候群	3	5	8
66	IgA 腎症	28	31	59
67	多発性嚢胞腎	11	10	21
68	黄色靭帯骨化症	10	9	19
69	後縦靭帯骨化症	53	43	96
70	広範脊柱管狭窄症	10		10
71	特発性大腿骨頭壊死症	33	25	58
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	8	2	10
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	2	1	3
75	クッシング病		3	3
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	2	6
78	下垂体前葉機能低下症	36	34	70
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1	2	3
81	先天性副腎皮質酵素欠損症		1	1
84	サルコイドーシス	13	24	37
85	特発性間質性肺炎	37	27	64
86	肺動脈性肺高血圧症	6	11	17
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	7	11	18
89	リンパ脈管筋腫症		2	2
90	網膜色素変性症	39	65	104
91	バッド・キアリ症候群		2	2
93	原発性胆汁性胆管炎	8	52	60
94	原発性硬化性胆管炎	1	1	2
95	自己免疫性肝炎	1	14	15
96	クローン病	103	51	154
97	潰瘍性大腸炎	136	114	250
98	好酸球性消化管疾患	3	1	4
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群		1	1
107	若年性特発性関節炎		5	5
111	先天性ミオパチー	1		1
113	筋ジストロフィー	16	10	26

116	アトピー性脊髄炎		1	1
117	脊髄空洞症	1	1	2
118	脊髄髄膜瘤		1	1
120	遺伝性ジストニア	2		2
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	2	1	3
127	前頭側頭葉変性症	3	2	5
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	3		3
138	神経細胞移動異常症	2		2
140	ドラベ症候群		1	1
144	レノックス・ガスト―症候群	1		1
145	ウエスト症候群		1	1
151	ラスムッセン脳炎	1		1
157	スタージ・ウェーバー症候群		1	1
158	結節性硬化症	2	7	9
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	5	6	11
163	特発性後天性全身性無汗症	1	1	2
164	眼皮膚白皮症		1	1
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	3		3
171	ウィルソン病	2	1	3
172	低ホスファターゼ症		1	1
188	多脾症候群		2	2
201	アンジェルマン症候群	1		1
205	脆弱Ｘ症候群関連疾患	1		1
208	修正大血管転位症	2	2	4
209	完全大血管転位症	1	1	2
210	単心室症	2	1	3
212	三尖弁閉鎖症		1	1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	1	2
215	ファロー四徴症	5	3	8
216	両大血管右室起始症	1	1	2
220	急速進行性糸球体腎炎	1	1	2
221	抗糸球体基底膜腎炎	1	5	6
222	一次性ネフローゼ症候群	13	25	38
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	3	1	4
224	紫斑病性腎炎	5		5
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）		2	2
227	オスラー病	2		2
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1		1
230	肺胞低換気症候群	1	1	2

235	副甲状腺機能低下症		1	1
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	2		2
245	プロピオン酸血症	1		1
263	脳腱黄色腫症		3	3
266	家族性地中海熱		1	1
271	強直性脊椎炎	3	5	8
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1		1
274	骨形成不全症		1	1
283	後天性赤芽球癆	2	3	5
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2	1	3
289	クロンカイト・カナダ症候群	2		2
296	胆道閉鎖症		1	1
299	嚢胞性線維症		1	1
300	ＩｇＧ４関連疾患	3		3
301	黄斑ジストロフィー	1	1	2
303	アッシャー症候群		1	1
306	好酸球性副鼻腔炎	33	42	75
326	大理石骨病		1	1
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1	2	3
合　　計		1,173	1,843	3,016

③ 各種届出件数

令和７年度　特定医療費（指定難病）受給者各種届出件数（令和７年４月～令和８年３月申請分）

	内容	合計（件）
1	事項変更届	576
2	返納届	29
3	再交付届	45
4	療養費請求書	69
	計	719

（3）難病患者地域支援対策推進事業

◆ 在宅療養支援計画策定・評価事業

① 支援方針会議

訪問相談事業を実施している要支援難病患者に対し、支援方針会議を定期的に開催し個別の在宅療養支援計画を策定している。医療機関や関係機関の協力の下、各種サービスの適切な提供、支援計画の円滑な推進、適宜評価を行いその改善を図っている。

令和７年度

会議回数	件数
29 回	29 件

② ケア会議等の開催及び参加

要支援難病患者の個別支援において、検討する必要性がある場合には、関連する関係機関を招集しケアマネージャーもしくは本市保健所がケア会議を開催している。また退院前調整会議等の連絡があった場合にも積極的に参加し、難病患者が地域で安心して生活ができるケアシステムを検討している。

令和７年度　ケア会議参加件数

件数
１件

③ 特定医療費受給者証交付申請時の面接相談

特定医療費（指定難病）支給認定申請時（新規・更新）等に、保健師による面談をとおして、患者及び家族のニーズを把握し、療養の不安の軽減を図るとともに必要なサービス等の情報提供を行っている。

申請以外の相談には、新規・更新申請以外の個別相談（来所・電話相談）が含まれ、その他継続相談には、支援が必要な訪問ケースの相談や訪問ケース以外の個別継続相談が含まれる。

申請時面接以外にも、あらゆる相談に対応しており、相談内容は多岐にわたっている。

令和７年度

〇保健師の相談実施状況

内容	件数
来所相談実人数	415
来所相談延人数	422
電話相談延人数	285

〇相談内容（新規申請時の相談、申請時以外の相談）

相談内容（複数回答有）	延件数
申請に関すること	387
症状や疾病に関すること	91
医療機関に関すること	9
福祉サービスに関すること	47
経済面に関すること	0
介護に関すること	12
退院に関すること	1
就労に関すること	4
就学に関すること	0
食事・栄養に関すること	4
歯科保健に関すること	0
患者会に関すること	0
その他	152
計	707

◆ 訪問相談員育成事業

難病支援関係者研修会

要支援難病患者及び家族が安心して暮らせるために、保健・医療・福祉の支援関係者の不安の軽減及び支援関係者の質の向上のために実施している。

令和７年度　実施内容

回数	対象、参加者数	スタッフ	内容
2	①那覇市内に居住する人工呼吸器装着者の在	①難病相談支援センター1名	①災害について自助力を高めるために支援者がで

	宅難病患者を支援する居宅介護支援事業所、訪問看護事業所、訪問介護事業所、保健師 参加者35名 ②地域保健課保健師 参加者24名	②難病相談支援センター1名	きること～災害時の停電発生に対する必要な備えと対策～ ②保健師向けＡＣＰ学習会

◆ 医療相談事業

同じ病気を持つ者同士を一同に会し、専門家による医療及び日常生活に係る相談や指導助言を行うことで、疾患についての正しい知識をもち、不安の解消及び日常生活上生じる問題や障害の軽減を図ることを目的に実施している。

令和７年度　実施内容

回数	対象疾患、参加者数	スタッフ	内容
1	重症筋無力症　9名	医師1名、理学療法士1名	・病気と治療、より良い療養生活について ・よりよい療養生活にむけたリハビリテーション

◆ 訪問相談・指導事業

① 訪問相談事業

面接相談等で把握した要支援難病患者やその家族に対して、保健師が家庭訪問し、療養上の相談や福祉サービスの利用等の助言を行うとともに、ＱＯＬの向上を目指して関係機関と連携を図り支援を行っている。（長期入院・入所者は除く）

令和７年度

実件数	延べ件数	新規件数（再掲）
41	68	11

対象疾患

疾患名	実件数	延件数
筋萎縮性側索硬化症	13	18
多系統萎縮症	4	4
脊髄小脳変性症	2	5
脊髄性筋萎縮症	1	2
進行性核上性麻痺	1	1
骨形成不全症	1	1
筋ジストロフィー	6	13
球脊髄性筋萎縮症	2	3
パーキンソン病	1	2

亜急性硬化性全脳炎	2	2
ファロー四徴症	1	1
プリオン病	1	1
レノックス・ガストー症候群	2	3
遺伝性ジストニア	2	8
脊髄空洞症	1	2
両血管右室起始症	1	2
計	41	68

② 訪問指導(診療)事業

療養上の不安解消、ＱＯＬの向上を図ることを目的に、きめ細やかな支援が必要な在宅難病患者に対し、専門の医師・理学療法士・作業療法士等と連携し訪問指導（診療）を実施している。

那覇市内は医療機関・支援事業所が充実しているが、在宅リハビリは充分に普及していないこと等から、本事業を通して、在宅リハビリの導入や発症早期からの切れ目ない支援導入のきっかけづくりとして活用している。

令和７年度　実施内容

回数	対象疾患	スタッフ	実件数
事業の案内・周知を実施したが利用希望者がおらず、令和７年度は実施なし。			

◆ 難病対策地域協議会の設置

難病患者及び家族が住みなれた地域で安全かつ安定した療養生活を確保するため、保健・医療・介護・福祉などの関係者が連携・協働し、支援体制を構築することができるように実施している。

令和７年度は難病在宅人工呼吸器装着者の個別避難計画作成から見えてきた課題と関係機関との連携について協議を実施。

実施日：令和８年１月 27 日

参加機関：沖縄病院、琉球大学病院、介護支援専門員協会、沖縄県難病相談支援センター、相談支援事業所、介護支援事業所、福祉政策課、障がい福祉課、地域保健課。計 20 名参加。

（4）患者家族の交流会及び自助組織活動の育成・支援

① 患者家族交流会

患者・家族同士の交流や情報交換を実施することにより、孤立からの脱却を図ると共に社会参加を促進し、地域における在宅療養者のＱＯＬの向上を図る。医療相談事業に併せて実施している。

② 自助組織活動の育成・支援

新規申請の面接時は、自助組織を紹介し同病者との交流をすすめている。また、医療相談会には会員による自助組織活動の紹介時間を設定し、積極的に会活動を紹介している。

自助組織一覧

	名称	発足年
1	沖縄クローン病・潰瘍性大腸炎　友の会	平成元年
2	全国膠原病友の会　沖縄県支部	平成 10 年

3	全国パーキンソン病友の会　沖縄県支部	平成 14 年２月
4	もやの会沖縄県ブロック	平成 17 年６月
5	日本ＡＬＳ協会　沖縄県支部	平成 20 年６月
6	ＭＳ友の会 （多発性硬化症・視神経脊髄炎）	平成 24 年
7	沖縄県網膜色素変性症協会	平成 24 年 11 月
8	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症 那覇南部地区患者の会	平成 27 年６月
9	リンパ浮腫　ゆんたく会	平成 30 年 11 月
10	ギラン・バレー症候群　交流会	令和元年８月
11	PSP・CBD のぞみの会　九州・沖縄地区 （進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症）	令和５年
12	四つ葉の会（宮古膠原病友の会）	平成 12 年
13	八重山クローン病・潰瘍性大腸炎 患者・家族の集い	平成 24 年
14	とぅんがらの会 （宮古神経難病・患者家族の集い）	平成 28 年
15	沖縄型神経原性筋萎縮症　希の会	平成 26 年 10 月
16	ＨＡＭとも（HTLV-1 関連脊髄症）	令和７年３月
17	表皮水疱症沖縄家族会	平成 19 年 5 月
18	沖縄筋無力症の会 （沖縄 重症筋無力症、先天性筋無力症患者会）	令和 7 年 10 月

（５）先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

目　　的：先天性血液凝固因子障害等患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより患者の医療費の負担軽減を図り、精神的、身体的不安を解消すること。

対象疾患:先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤に起因するＨＩＶ感染症を含む全12種類。

No.	疾患名
1	第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症
2	第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症
3	第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症
4	第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症
5	第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)
6	第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)
7	第Ⅹ因子(スチューアートプラウア)欠乏症
8	第ⅩⅠ因子(PTA)欠乏症
9	第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
10	第ⅩⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
11	フォン・ヴィルブランド(Von Willebrand)病
12	血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

対象患者：那覇市に住所を有する原則20歳以上の者

※血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の方は、20歳未満であっても対象となります。

※18歳未満の方は「小児慢性特定疾病医療費助成制度」の対象です（18歳到達時点において同制度の支給認定を受けており、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳到達までの者を含みます。）

医療費の自己負担：なし

令和７年度　先天性血液凝固因子障害等医療受給者数：16件（令和８年３月31日現在）

３　原爆障害対策事業

県は、原爆被爆者について、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断及び医療の給付並びに諸手当等の支給を行っている。

県内各保健所では健康診断等における健康相談を実施し、被爆者の健康管理に努めている。

本市保健所では那覇市に住所を有する被爆者の健康診断等における健康相談を実施し、被爆者の健康管理に努めている。

（1）事業内容

① 健康診断（実施日は南部保健所と同日）

ア）前期健康診断（７月下旬までに実施）

イ）後期健康診断（12月中旬までに実施）

ウ）希望者健診（２月～３月上旬までに実施）

…委託医療機関（沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、那覇市立病院）にて実施。

② 健康相談

健康診断時、受診者全員に保健師による保健指導を実施している。また、要検査と診断された受診者に対して、必要時受診勧奨や受診状況の確認等を行っている。

（2）被爆者健康診断の状況

令和７年度末、被爆者の本市保健所管内在住者は21名（第二種健康診断受診者証所持者０名）となっている。同被爆者の平均年齢は、87.4歳。

令和７年度健康診断及びがん検診受診者数（人数）

健康診断					がん検診							
健診数		前期	後期	希望	検診数		胃	肺	乳	子宮	大腸	多発性骨髄腫
実人数	延人数				実人数	延人数						
6	13	5	4	4	4	5	1	2	0	0	1	1

健康診断受診結果（人数）

	前期	後期	希望
健診受診者数	5	4	4
異常なし	3	3	4
要検査	2	1	0

4　精神保健福祉

（1）精神保健福祉活動

本市保健所の精神保健福祉の概要

平成 25 年度中核市移行に伴い、本市保健所に精神保健福祉業務が一元化され、以下の業務を実施している。

ひきこもり支援では、令和元年度に所管裁定の結果、当課が全体的な所管となり、相談内容に応じ、対応している。

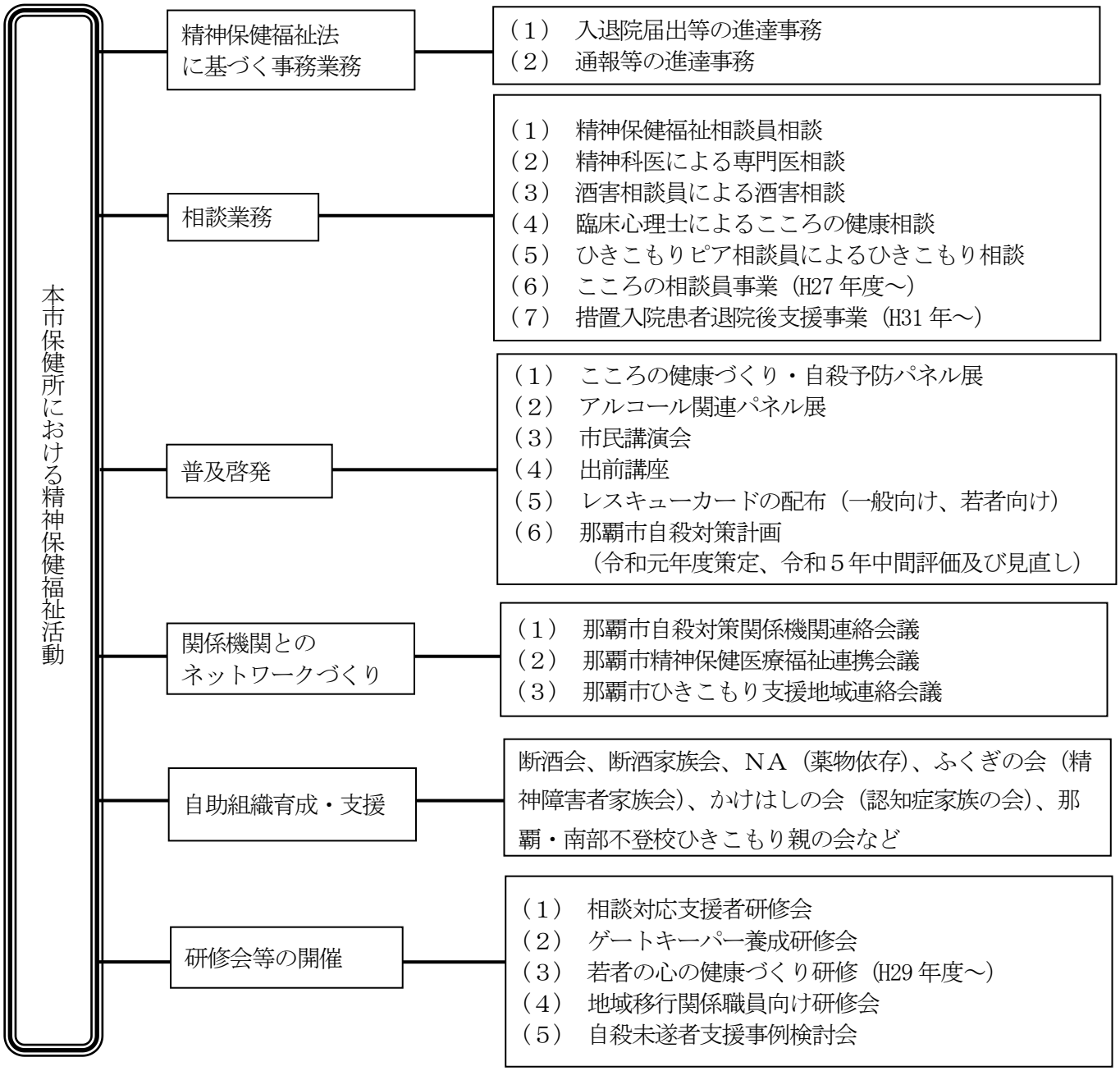

（2）精神保健福祉相談事業

① 精神保健福祉法に基づく事務業務

ア 入退院届出等の進達事務（医療保護入院・応急入院等）

本市保健所は法第29条の５・第33条第７項・第33条の２・第33条の７・第38条の２第１項・第２項に基づき、那覇市内の精神科病院から各届出を受理し、県知事へ進達を実施している。

＜令和７年度＞ 管内医療機関のＩＣＤカテゴリー別医療保護入院・応急入院届出の県への進達件数

ICD－10	F0		F1		F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F99	その他コード	総計
分類名	症状性を含む器質性精神障害		精神作用物質使用による精神および行動の障害		統合失調症，統合失調症型障害および妄想性障害	気分（感情）障害	神経症性障害，ストレス関連障害および身体表現性障害	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	成人のパーソナリティおよび行動の障害	精神遅滞［知的障害］	心理的発達の障害	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	特定不能の精神障害		
	認知症	その他	アルコール使用	その他											
医療保護入院	167	27	10	3	221	103	22	1	0	8	10	1	0	0	573
応急入院	10	2	1	0	10	5	1	0	0	0	0	0	0	0	29

イ 通報等の進達事務

本市保健所は、法第 22 条（診察及び保護の申請）の受理、法第 23 条（警察官の通報）の受理、法第 26 条の２（精神科病院の管理者の届出）、法第 26 条の３（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報）の受理をし、県知事へ進達を実施している。

診察及び保護申請、通報状況（件数）

	令和７年度
法第 22 条(診察及び保護の申請)	1
法第 23 条(警察官の通報)	26

② 精神保健福祉相談

精神保健福祉法第 47 条に基づき、精神障がい者や家族が、精神障がいを持ちながら安心して地域で生活できるように支援していくことを目指して、以下の事業を実施している。

ア 精神保健福祉相談員相談（受付時間は平日 9：00～11:30、13:00～16:30）

地域住民の精神的健康の保持増進や精神疾患の早期発見及び適正医療の推進を図るとともに、精神障がい者の社会復帰の促進を図り、関係者及び関係機関との連携を取りながら相談を実施することを目的に、電話相談や来所相談、必要に応じて訪問指導等を実施している。

相談件数（那覇市居住者のみ）

	実件数	延べ件数	再掲			
			来所延べ件数	電話延べ件数	訪問延べ件数	会議・その他
令和７年度	861	7670	528	6427	356	359

※令和７年度の相談室における相談実績は延 7971 件であった（市外住民含む）

令和７年度相談状況

	実人員（人）	延人員（人）												
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
来所	284	18	11	67	0	11	6	35	116	19	1	0	244	528
訪問	133	12	11	69	3	0	0	2	40	25	0	0	265	356
電話		231	176	1068	34	70	9	280	1229	349	12	7	3242	6427

イ　精神科医による専門医相談（月１回：予約制）

精神障がい者及びその家族等が、精神科専門医による精神医学的な判断や対応の助言を得る事によって、適正な医療・福祉サービスを受け、安心して地域で生活ができるようにすることを目的に実施している。　精神科医による専門医相談件数

	実施回数	延べ件数
令和７年度	12 回	32 件

ウ　酒害相談員による酒害相談（月１回：予約制）

アルコール問題で悩んでいる本人及び家族等が、酒害相談員による相談を受ける事で、アルコール問題の理解と家族の対応方法を得て、適切な医療・福祉サービスを受け、安心して地域で生活ができるようにすることを目的に実施している。

酒害相談員による相談件数

	実施回数	延べ件数
令和７年度	５回	６件

エ　臨床心理士によるこころの健康相談（月１回:予約制）

家庭や職場等において､様々な不適応症状を抱える者が臨床心理士の相談を受けることによって、自らこころの問題に気づき、自己解決できるよう援助することを目的に実施している。

こころの健康相談件数

	実施回数	延べ件数
令和７年度	10 回	20 件

オ　措置入院患者退院後支援事業

措置入院となった方が、退院後に地域で生活するために社会復帰の促進、必要な医療等継続的な支援を実施する。

支援実人員：２人

カ　ひきこもりの相談件数

ひきこもりの相談は、令和３年度から精神保健福祉相談員相談で対応。市のホームページや市民の友などで窓口周知。

令和７年度相談件数　実 105 件　　延べ 1157 件

キ　那覇市ひきこもり支援会議

ひきこもり状態にある本人及び家族を孤立させることなく、住み慣れた地域で相談内容に応じた適切な支援が行えるよう、保健・医療、福祉、労働、教育など各関係機関との連携、支援体制の構築、必要な情報の共有、情報交換を行う。

実施日	内容	参加人数
令和８年１月 20 日	各機関の事業説明後、①「ひきこもり地域資源ガイド」の作成、②家族支援の在り方の２点をテーマに意見交換を実施。	参加者：36 人（庁内 14 名、関係機関 22 名）

ク　ひきこもりピア相談員によるピア相談（年２回：予約制）

ひきこもり状態に悩む本人及び家族等が、ひきこもりピア相談員による相談を受けることで、ひきこもりに対する理解や対応、本人が望む社会とのつながりができることを目的に実施。

令和７年度相談件数　２回　２件

（3）自殺予防対策事業

①　こころの相談員事業（臨床心理士等による）

自殺に関する悩みを抱えた者や相談員等支援者への支援を実施。

延人員 318 人

②　ゲートキーパー養成研修会

地域の関係者等がゲートキーパーの役割やこころの健康について学ぶことによって自殺対策に関する知識について理解を深め、適切な対応ができ、早めに相談機関につなぐことができるようにする。

	実施日	対象	内容	参加人員
1	令和７年７月11日	那覇市民等	・那覇市の自殺の現状 ・自殺を考える人の心情 ・ゲートキーパーの役割 ・気づきや声掛けの仕方　等	28人
2	令和７年９月10日	那覇市職員等	同上	40人
3	令和７年12月４日	那覇市民等	同上	26人
4	令和８年２月25日	第６真和志民児協等	同上	17人

③　若者の心の健康づくり研修会

若い世代やその支援者を対象に、こころの健康について研修を行い、自身や周囲の変化に気づき、対処方法を学ぶことにより、こころの健康づくりや自殺予防の一助とする。

内容：ストレスとの上手なおつきあい、思春期の自傷行為の理解や対応方法等

令和７年度

	実施日	内容・対象	参加人員
1	令和７年 ５月14日	専修学校インターナショナルリゾートカレッジ 「若者のこころの健康」 講師：名城卓哉氏（医療法人陽和会　南山病院　臨床心理士）	82名
2	令和７年 ９月12日	那覇市立　古蔵中学校 「こころの健康づくり」 早田真吾氏（医療法人天仁会　天久台病院　臨床心理士）	176名
3	令和７年 10月３日	那覇市立　仲井真中学校 「こころの健康づくり」 早田真吾氏（医療法人天仁会　天久台病院　臨床心理士）	150名
4	令和８年 ２月25日	那覇市立那覇小学校 「こころの健康づくり」 早田真吾氏（医療法人天仁会 天久台病院　臨床心理士）	110名

④　相談対応支援者研修会

相談対応支援者が正しい知識を持ち、適切に対応できることで自殺予防の一助にすると共に、精神保健福祉相談の資質向上を図る。

回　数	実施日	内　容	参加人員
１回目	令和７年 11 月 12 日	現場対応と心理的ケアのスキル向上のための研修会（消防職員向けの惨事ストレス対策研修）	31名
２回目	令和７年 11 月 19 日	支援者に求められる“気づき・寄り添い・つなぐ力”～地域における自殺予防とメンタルヘルス支援～（介護ヘルパー向け研修）	28名

⑤　自殺未遂者支援事例検討会

那覇市関係課や本市保健所等で把握した、自殺未遂者及び既遂者について、事例検討を行うことにより、対象者の状態に合わせた個別支援ができるよう、疾患の理解や支援の在り方、関係機関の連携の在り方について学ぶ。

実施日	内容	参加機関	参加人員
令和７年 ７月 28 日	希死念慮等のある対象者への対応について	地域保健課母子保健グループ職員、こども家庭センターなは職員など	20 名
令和７年 12 月 24 日	希死念慮等のある対象者への対応について	那覇市職員、ほか各所属課が認める関係者（障がい福祉事業所等）、学校職員	11 名
令和８年	希死念慮等のある対象者へ	那覇市職員、ほか各所属課が認める関	11 名

1月 26 日	の対応について	係者等、精神科病院相談員等	

⑥　市民講演会

自殺の原因や動機として、健康問題が最も多く、その中でもうつ病が多い状況にある。そのため、市民がうつ病について正しい知識を持ち、正しく理解し、適切に対応できるようにすることで自殺予防の一助とする。

対象：那覇市民、市在勤者

実施日	内　容	参加人員
令和７年９月 29 日	働く世代のこころの健康　うつ病の理解と対応	92 名

⑦　那覇市自殺対策関係機関連絡会議

自殺の現状と自殺予防対策の課題を把握し、関係機関との連携を図り、協働して自殺対策の体制を構築することを目的に、医療機関等を含めた外部関係機関で行う外部会議と、庁内関係課で行う庁内会議に分けて会議を実施する。

令和７年度は自殺対策計画の中間評価及び改訂版の重点施策の追加したこども・若者対策について自殺予防対策関係機関連絡会議を庁内会議と外部会議を合わせて実施した。

令和８年２月３日（火）：14：00～16：00

(内容)

・那覇市の自殺の現状と分析
・那覇市自殺対策計画の取り組みについて（重点施策について）
・令和７年度自殺対策事業の進捗について
・沖縄県の現状とこども・若者の自殺対策について

沖縄県保健医療介護部　地域保健課　主任技師にて講話

参加機関：外部 11 機関、庁内関係課７課

（4）地域生活支援促進事業

①　精神障害者の地域移行関係職員研修会

支援者の資質向上を図ることで、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進する目的で実施。

＜令和７年度実績＞

回　数	実施日	内　容	参加人員
１回目	令和７年８月18日	支援を拒む発達障害の方との関わりについて（事例検討）	35人
２回目	令和７年 10 月６日	精神障がいの特性を踏まえた具体的支援について（精神科医の講話）	40人
３回目	令和７年12 月 24 日	精神障害者の居住課題に係る意見交換会（居住支援事業者の講話）	29人

② こころの健康出前講話

目的：近年、精神疾患は５疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）にあげられている。精神疾患・障がいについての知識や対応について伝えることで、理解につながることを目的に実施する。

対象：那覇市民、在勤者

内容：精神科看護師による講話

＜令和７年度実績＞

実施日	団体名	内　容	参加人員
令和７年 ８月19日	ふれあいデイサービス利用者、包括職員	高齢者こころの病の特徴（うつと認知症）	15人
令和７年 ９月11日	小禄第二民児協	心の病気を持った方への対応　心の病気についての理解	15人
令和７年 ９月26日	包括松川職員、民生委員	アルコール問題と対応方法	15人
令和７年 10月８日	真和志第三民児協	『心の健康維持』 悩みを抱えている人との付き合い方、距離を保つ方法	13人
令和７年 12月８日	繋多川市営住宅住民	高齢者がなりやすい心の病や精神疾患について　他、提供したい情報など	12人

③ 那覇市精神保健医療福祉連携会議

関係機関と情報交換を行いながら、精神に障がいのある人を支援するため、必要なネットワークを構築することを目的に実施。

実施日：令和８年１月２６日（月）

場　所：本市保健所　３階　大会議室

参加者：11機関（精神科医師、沖縄県南部圏域コーディネーター、精神科病院相談員、訪問看護ステーション職員、那覇市社会福祉協議会職員、委託相談支援事業所相談員、居住支援法人職員）

内容：報告（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の概要について、沖縄県、那覇市の精神保健福祉の現状について）

事例検討（自殺念慮のある方への対応について）※自殺予防対策事業と共同開催

意見交換（精神障害者の住まいについて）

（5）その他

① 普及啓発に関する事業

精神保健福祉について、広く市民へ周知・情報提供することを目的に実施。

ア　自殺予防週間（令和７年９月）那覇市保健所１階ロビーにて「こころの健康づくりパネル展」の開催

イ　アルコール関連問題啓発週間（令和８年１月）那覇市役所ロビーにて「アルコール関連問題に関するパネル展」の開催

ウ　自殺対策強化月間（令和８年３月）那覇市役所ロビーにて「こころの健康づくりパネル展」の開催

エ　レスキューカード・リーフレットの作成、配布：自殺対策の取り組みとして、こころの相談窓

口や経済面等の相談先を掲載したレスキューカードと、リーフレット「いのちを支える相談窓口」を作成し、各相談窓口や庁内関係課・関係機関に配布

オ　その他：通年でホームページによる普及啓発
令和８年３月　なは市民の友３月号に自殺対策強化月間で啓発記事掲載

② 自助組織活動支援

断酒会等の自助グループの定例会開催の場所を提供し、チラシやホームページにおいて広報を行っている。また、相談窓口等で自助グループの情報提供を行い、市民と自助グループがつながるよう支援している。

※本市保健所内の開催状況 ※令和８年３月時点

≪アルコール依存≫

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
当事者	那覇断酒会	毎週水曜日 19:00～21:00	本市保健所 健康増進室	
	沖縄アメシストの会	毎月第１土曜日 14:00～16:00	本市保健所 健康増進室	女性のみ
	沖縄県断酒会	毎月第１日曜日 13:00～17:00	本市保健所 健康増進室	
	ＡＡなは	毎週木曜日 19:00～20:30	本市保健所 健康増進室	
家族	那覇断酒会家族会 いじゅの花	毎月第２火曜日 19:00～21:00	本市保健所 健康増進室	

≪薬物依存≫

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
当事者	ＮＡイマココグループ	毎週月曜日 19:00～20:00	本市保健所 健康増進室	
	ＮＡ沖縄グループ	毎週金曜日 19:00～20:00	本市保健所 健康増進室	

≪精神障がい者≫

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
家族	那覇市精神障害者家族会 ふくぎの会	毎月第２木曜日 14：00～16：00 毎月第３土曜日 14：00～16：00	本市保健所 健康増進室	

≪認知症≫

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考

家族	かけはしの会	毎月第３木曜日 14：00～16：00-	本市保健所 健康増進室	参加希望の場合、事前に本市保健所に連絡必要

≪ひきこもり≫

対象者	自助グループ名	活動日時	活動場所	備考
家族	那覇・南部不登校 ひきこもり親の会	毎月第４土曜日 14：00～16：00-	本市保健所 健康増進室	

Ⅱ　令和７年度事業実績

【生活衛生課】

【 生活衛生課 】

1　食品衛生

（1）食品衛生関係営業施設数及び監視指導状況

食品衛生法施行令第35条に基づく飲食店等公衆衛生に著しい影響を与える32業種（旧食品衛生法においては34業種）を営業する場合には、保健所長の許可が必要である。

令和７年度の営業許可施設数及び監視指導状況は表１及び表２のとおりである。

表１　令和７年度　旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

業　種		営業施設数（年度末現在）	営業許可施設数（年度中）		廃業施設数（年度中）	調査・監視指導施設数（年度中）
			新　規	継　続		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	529	0	0	456	0
	仕出し屋・弁当屋	45	0	0	27	0
	旅　　館	6	0	0	7	0
	そ　の　他	1,073	0	0	610	35
菓子（パンを含む。）製造業		114	0	0	90	2
乳 処 理 業		0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0
乳製品製造業		1	0	0	0	0
集 乳 業		0	0	0	0	0
魚介類販売業		103	0	0	61	0
魚介類競り売り営業		1	0	0	1	0
魚肉練り製品製造業		3	0	0	3	0
食品の冷凍または冷蔵業		5	0	0	4	0
かん詰またはびん詰食品製造業（上記及び下記以外）		0	0	0	0	0
喫 茶 店 営 業		91	0	0	87	0
あん類製造業		0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業		13	0	0	12	0
食 肉 処 理 業		0	0	0	0	0
食 肉 販 売 業		141	0	0	57	2
食肉製品製造業		1	0	0	0	0
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0	0
食用油脂製造業		1	0	0	2	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0
み そ 製 造 業		2	0	0	3	0

しょうゆ製造業	1	0	0	0	0
ソース類製造業	3	0	0	4	0
酒 類 製 造 業	4	0	0	4	0
豆 腐 製 造 業	4	0	0	5	0
納 豆 製 造 業	1	0	0	0	0
麺類製造業	3	0	0	4	0
そうざい製造業	101	0	0	50	1
添加物製造業	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	6	0	0	5	0
氷 雪 製 造 業	1	0	0	0	0
計	2,258	0	0	1,492	40

表２　令和７年度　改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

業　　種	営業施設数（年度末現在）	営業許可施設数（年度中）		廃業施設数（年度中）	調査・監視指導施設数（年度中）
		新　規	継　続		
飲食店営業	6,927	1,472	0	243	1,191
調理の機能を有する自動販売機	14	14	0	0	5
食肉販売業	136	28	0	2	28
魚介類販売業	157	25	0	5	33
魚介類競り売り営業	1	1	0	0	1
集乳業	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0
食肉処理業	1	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
菓子製造業	417	86	0	35	65
アイスクリーム類製造業	11	1	0	0	4
乳製品製造業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	19	6	0	0	3
食肉製品製造業	4	0	0	0	0
水産製品製造業	8	2	0	0	1
氷雪製造業	1	0	0	0	0
液卵製造業	2	0	0	0	2
食用油脂製造業	3	1	0	0	1
みそ又はしょうゆ製造業	8	3	0	0	2
酒類製造業	12	5	0	0	1
豆腐製造業	12	3	0	0	4

納豆製造業	2	1	0	0	1
麺類製造業	12	2	0	0	2
そうざい製造業	278	50	0	4	30
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	7	1	0	0	1
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0
漬物製造業	26	4	0	1	5
密封包装食品製造業	21	4	0	0	4
食品の小分け業	17	6	0	0	3
添加物製造業	1	0	0	0	0
計	8,097	1,715	0	290	1,387

（2）許可を要しない食品衛生関係施設数及び監視指導状況

保健所長の許可が必要でない32業種以外の食品取扱い施設（集団給食施設を含む）の令和７年度施設数と監視指導状況は表３のとおりである。

表３　令和７年度許可を要しない施設に対する調査、監視指導

種　類	営業施設数 （年度末現在）	監視指導施設数 （年度中）
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみ）	61	0
食肉販売業（包装済みの食肉のみ）	95	1
乳 類 販 売 業	151	0
氷 雪 販 売 業	2	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	79	0
販売業	974	22
製造・加工業	167	22
上記以外のもの（集団給食施設を含む）	247	31
計	1,776	76

（3）重点監視施設等の監視状況

「那覇市食品衛生監視指導計画」に基づき、標準立入り回数毎に食品関係施設を３つのランクに分類し監視指導を行った（表４）。令和７年度の「行政処分（廃棄命令、改善命令、営業停止命令等）」について、食中毒の原因施設８施設に対して営業停止命令を行った。「告発」を行った事例はなかった。

注）令和７年度は、食中毒調査や苦情調査の対応に時間を要し、小規模飲食店や広域流通施設等の監視に十分な時間を確保することが困難であったため、監視件数は当初目標を下回っている。

表４　令和７年度重点監視施設等監視実績

重要度ランク分けによる監視件数			
ランク	標準監視回数	該当業種等	監視施設数
S	１回以上／年	過去１年間に食中毒等の食品衛生法違反により行政処分または文書による行政指導をうけた営業施設	68
		過去１年間に苦情が発生した施設及び収去検査（※）で不合格となった施設	
		生牛肉を提供する施設	
A	0.５回以上／年	広域に食品を流通する、または大量に食品を製造する等、特に高度な衛生管理が必要な施設	55
		集団給食施設（学校給食・病院等）	
		海外に食品を輸出する認定施設	
B	随時	上記以外の営業許可施設（小規模な飲食店や製造施設）や食品の特性に応じて適宜監視指導が必要な施設	1339
合計			1462

※収去検査･･･健康被害の発生防止及び違反食品の流通防止を図る目的で、市内で製造・加工・流通する食品等の安全性を確認する検査

（４）食中毒の発生状況（令和７年度）

令和７年度の食中毒発生状況を表４に示す。

令和７年度は食中毒が13件発生しており、内訳はカンピロバクター属菌による食中毒が６件、ノロウイルスが２件、腸管出血性大腸菌（026）が５件であった。

表４　市内食中毒発生状況（令和７年度）

	発生年月	発生場所	摂食者数（名）	患者数（名）	原因食品	病因物質	原因施設分類
1	令和７年４月	自宅	12	11	令和７年４月7日（月）から４月８日（火）に原因施設で提供された弁当	ノロウイルスGⅡ	飲食店
2	令和７年４月	不明	不明	1	不明	カンピロバクター属菌	不明
3	令和７年４月	不明	不明	1	不明	カンピロバクター属菌	不明
4	令和７年５月	不明	不明	1	不明	カンピロバクター属菌	不明
5	令和７年６月	自宅、職場	9	4	令和７年6月27日（金）に原因施設で提供された食事	カンピロバクター属菌	飲食店
6	令和８年２月	自宅	10	3	令和８年１月30日（金）に原因施設で提供された食事	カンピロバクター属菌	飲食店

7	令和８年３月	宿泊先・自宅	3	3	令和８年２月26日（木）に原因施設で提供された食事	カンピロバクター属菌	飲食店
8	令和８年３月	自宅	55	35	令和８年３月28日（土）及び3月29日（日）に原因施設で提供された食事	ノロウイルスGⅡ	飲食店
9	令和８年３月	自宅	1	1	令和8年3月24日（火）に原因施設で提供された食事	腸管出血性大腸菌（O26）	飲食店
10	令和８年３月	自宅	1	1	令和8年3月27日（金）に原因施設で提供された食事	腸管出血性大腸菌（O26）	飲食店
11	令和８年３月	自宅等	3	3	令和8年3月19日（木）、3月20日（金）に原因施設で提供された食事	腸管出血性大腸菌（O26）	飲食店
12	令和８年３月	自宅等	1	1	令和8年3月22日（日）に原因施設で提供された食事	腸管出血性大腸菌（O26）	飲食店
13	令和８年３月	自宅等	7	1	令和8年3月23日（月）に原因施設で提供された食事	腸管出血性大腸菌（O26）	飲食店

（5）苦情受付状況

令和７年度の食品に関連する苦情受付状況は表５のとおりである。

異物混入の内訳について、飲食店等（その他に分類）および弁当・そうざいにおいて、虫、金属、ビニール・プラスチック等の混入（その他に分類）事例が報告されている（表６）。

表５　令和７年度要因別苦情受付状況

	異物混入	有症苦情	異味異臭	カビ発生	表示	食品取扱い	腐敗変敗	無許可	その他	合計
件数	22	4	4	0	3	17	1	7	11	69

表６　令和７年度異物混入苦情内訳

	パン・菓子類	瓶詰・缶詰	弁当・そうざい	清涼飲料水	乳関係	その他※	合計
昆虫	1	0	2	0	0	2	5
金属	1	0	0	0	0	1	2
毛髪	0	0	1	0	0	0	1

その他 （ビニール・プラスチック含む）	2	0	1	0	0	3	6
合計	4	0	4	0	0	6	14

※飲食店等で提供された食事を含む

（6）食品の収去検査等

市内で生産、製造、加工及び販売される食品等が、成分規格・衛生規範などの基準に適合していることを確認するため収去を行い、微生物及び理化学検査を実施して食品衛生上の危害発生防止に努めている。

令和７年度の検査件数及び違反件数は表７のとおりである。なお、不適のあった食品については、製造工程等の改善指導を行っている。

表７　令和７年度食品の収去検査実績

食品分類	令和７年度収去予定検体数	収去検体数（実績）	検査項目	項目別検査数	食品分類別検査数
魚介類及びその加工品	8	6	微生物検査（規格基準、衛生規範等）	6	6
			理化学検査（食品添加物等）	0	
肉・卵類及びその加工品	4	0	微生物検査（規格基準、衛生規範等）	0	0
			理化学検査（食品添加物等）	0	
乳・乳類等	4	4	微生物検査（規格基準、衛生規範等）	8	8
農産物及びその加工品	14	0	微生物検査（規格基準、衛生規範等）	0	0
			理化学検査（食品添加物等）	0	
飲料・氷雪等	4	0	微生物検査（規格基準、衛生規範等）	0	0
その他の食品 （そうざい等の複合調理食品を含む）	148	74	微生物検査（規格基準、衛生規範等）	222	222
			理化学検査（食品添加物等）	0	
計	182	84	微生物検査（規格基準、衛生規範等）	236	236
			理化学検査（食品添加物等）	0	

（7）衛生教育実施状況

食品関係営業者等に対して各種の食品衛生講習会を開催し、食中毒予防啓発および令和３年度に制度化されたＨＡＣＣＰに沿った衛生管理についての講習会を行った（表８）。

表８　令和７年度衛生講習会の実施状況

講習会名	開催数（回）	参加人数（人）
新規・継続営業施設の食品衛生講習会（定期）	50	1,254
食品衛生講習会（外部）	7	354

食品衛生責任者養成講習会	6	598
食品衛生責任者実務講習会	3	113
合計	66	2,319

２　生活衛生

（1）生活衛生関係営業施設数及び監視指導状況

日常生活に関わりの深い理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場、旅館業、住宅宿泊事業及び温泉利用施設については、関係法令に基づき保健所長の検査確認又は許可を受けなければならない。これらの施設について、監視指導等により施設の衛生を確保し、公衆衛生の維持・向上を図っている。

令和７年度の生活衛生関係営業施設数及び調査・監視指導状況については表１のとおりである。

表１　令和７年度生活衛生関係営業施設数及び調査・監視指導件数

業　種			施　設　数 (年度末現在)	調査・ 監視指導件数 (年度中)
理容所			289	20
美容所			1,055	607
クリーニング所	洗濯・仕上げ		33	11
	受け渡しのみ		359	
興行場			10	5
公衆浴場	普通公衆浴場		0	43
	個室付公衆浴場		91	
	その他の公衆浴場	第１号（サウナ室等）	16	
		第２号（個室付公衆浴場）	0	
		第３号（療養）	0	
		第４号（保養・休養）	18	
旅館業	旅館・ホテル		594	221
	簡易宿所		192	
	下宿		0	
住宅宿泊事業			391	343
温泉利用施設			4	4
合　計			3,052	1,254

（2）公衆浴場、旅館業の入浴施設におけるレジオネラ症感染防止対策

四類感染症のレジオネラ症は、国内各地の入浴施設で度々発生しており、死亡事例に至ることもあることから、入浴施設でのレジオネラ属菌の発生は致命的なリスクになる。入浴施設における衛生状態を的確に把握し、健康被害、特にレジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場及び旅館業の入浴施設等に立ち入り調査を行い、衛生指導を行うとともに、浴槽水を採水し行政検査を行った。

検査の結果、水質について不適のあった施設に対し、原因の究明、浴槽及び配管の洗浄等に関する改善指導を実施した。なお、改善指導後の事業者による自主検査において、全ての施設で基準値内となっ

ていることを確認している。

表２　令和７年度公衆浴場及び旅館業の入浴施設等水質検査結果

検査施設数	検体数	不適検体数	項目別不適検体延べ数※			
			濁度	全有機炭素の量	大腸菌	レジオネラ属菌
			（5度以下）	（8.0mg/L以下）	（1個/mL以下）	（10CFU/100mL未満）
31	62	13	2	7	0	6

※括弧内は基準

（３）特定建築物施設数及び監視指導状況

多数の者が利用する店舗、事務所、旅館などの延べ面積が3,000㎡以上の建築物（学校は8,000㎡以上）については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により、特定建築物と定義され、届出と衛生管理基準が定められており、その維持管理に関して、正しい知識の普及や衛生上必要な監視指導を実施している。（本項目の表は、次項目にまとめて掲載）

（４）建築物環境衛生事業登録営業所数及び監視指導状況

建築物の衛生的な環境を確保するためには、建築物の環境衛生上の維持管理を専門に行う事業者が、適切にその業務を行うよう、資質の向上を図ることが重要である。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」においては、事業者に対する登録制度が設けられており、建築物の環境衛生上の維持管理を行う業種を８事業に分類している。 事業の登録を行うための、事業に従事する者の資格に関する基準、機械器具その他の設備に関する基準が定められている。

平成 28 年度より、事業登録に関する事務が沖縄県より権限委譲された。これに基づき上記事業者に対する監視指導を実施している。

表３　令和７年度特定建築物用途別施設数

用　途	施設数（年度末現在）
興行場	3
百貨店	2
店　舗	18
事務所	85
学　校	9
旅　館	78
その他	4
合　計	199

表４　令和７年度建築物環境衛生事業登録業種別施設数

登録業種	施設数（年度末現在）
建築物清掃業	17
建築物空気環境測定業	5
建築物空気調和用ダクト清掃業	0
建築物飲料水水質検査業	0
建築物飲料水貯水槽清掃業	17
建築物排水管清掃業	1
建築物ねずみ昆虫等防除業	16
建築物環境衛生総合管理業	12
合　計	68

（5）簡易専用水道等設置数及び監視指導状況

簡易専用水道とは、水道事業者から供給を受ける水のみを水源とした、有効容量が 10 ㎥を超える受水槽を有する水道施設を指す。簡易専用水道の設置者は、届出の義務、毎年１回以上の清掃や登録検査機関による法定検査の他、自主管理が義務づけられている。

給水栓における遊離残留塩素濃度が 0.1mg/Ｌ未満のもの、貯水槽清掃が定期に実施されていない等、管理が不十分な施設について、適切な維持管理を行い、飲料水を衛生的に供給できるよう監視指導を行っている。

また、一定の要件に該当する寄宿舎、社宅、団地、学校、レジャー施設等の自家用の水道、その他水道事業の用に供する以外の水道を専用水道といい、これらの施設についても、定期水質検査の実施状況の調査や適正管理の指導を行っている。

令和７年度末現在の市内の簡易専用水道及び専用水道の設置数は、簡易専用水道 1,370 件、専用水道 3 件である。

３　医事薬事

（1）業務内容

病院・診療所等の医療提供施設、薬局等の営業を行う事業所及び毒物劇物取扱営業者へ対し、良質な医療の提供、医薬品の品質・有効性及び安全性の確保、無承認無許可医薬品の指導取締り、医薬分業の推進を図ること、地域住民への安全な医療の確保を行うため、監視指導業務を行っている。

そのほか、病院、診療所及び薬局等の開設許可等に関する業務や、医師等医療従事者の免許申請、指定薬物乱用防止のための啓発等を実施している。

（2）病院、診療所及び助産所

市内の病院、診療所及び助産所の施設数は、令和８年３月末現在、病院 18 件、診療所 276 件、歯科診療所 179 件、助産所８件（うち、出張のみの業務を行う助産師が５名）である。

表１　病院、診療所及び助産所施設数　　令和８年３月末現在

病院	診療所			歯科診療所			助産所	総数
	個人	法人	小計	個人	法人	小計		
18	117	159	276	134	45	179	8	481

（3）病院立入検査指導状況

令和７年度の病院立入検査において文書による指摘を受けた施設は 18 施設中１施設で、指摘事項は、医療器具の洗浄、滅菌に関する事項であった。指摘事項については、改善状況（改善結果、改善計画）について報告書の提出を求め、指導を行っている。

表２　令和７年度病院立入検査

	検査実施施設数	文書指摘施設数	指摘事項（複数指摘を含む）				
			医療従事者	管理	業務委託	帳票・記録	その他
立入検査	18	1	0	1	0	0	0

（4）衛生検査所、歯科技工所

令和８年３月末現在、市内の衛生検査所は２件、歯科技工所は 35 件である。

（5）施術所

令和８年３月末現在、市内のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所は 165 件、柔道整復師の施術所は 98 件、また、施術所を設けず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく出張専業の届出をした者は 87 名となっている。

（6）医療従事者の免許申請等件数

令和７年度の医療従事者の免許申請等は総数 458 件で、最も多いのが看護師（226 件）、次いで医師（52 件）、理学療法士（43 件）となっている。上位の三職種で全体の約７割を占めている。

表３　令和７年度医療従事者の免許申請等件数

職種	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	総数
件数	52	7	36	39	15	226	15	5	11	0	43	9	0	458

（7）薬局、医薬品販売業の施設数

令和８年３月末現在、薬局及び医薬品販売業は 263 件あり、その内薬局が 157 件で、全体の 60%を占めている。

表４　令和７年度薬局、医薬品販売業の施設数

業態	薬局	医薬品販売業			合計
		店舗販売業	卸売販売業	特例販売業	
施設数	157	79	27	0	263

（8）医療機器販売業・貸与業許可、届出施設数

令和８年３月末現在、高度管理医療機器等販売業・貸与業施設数は 216 件、管理医療機器販売業・貸与業施設数は 711 件、総数で 927 件となっている。

表５　令和７年度医療機器販売業・貸与業営業所数

業態	高度管理医療機器等 販売業・貸与業	管理医療機器 販売業・貸与業	合計
営業所数	216	711	927

（9）薬局(薬局医薬品製造業含む)及び医薬品販売業に係る薬事監視状況

令和７年度における許可施設数は 285 件。立入検査を行った施設数は 105 件で、37%の実施率となっている。そのうち違反発見件数は 34 件であった。

表６　令和７年度薬局、薬局医薬品製造業及び医薬品販売業に係る薬事監視状況

許可届出施設数	立入検査実施数	違反発見施設数	違反発見件数										処分件数					告発件数
			無許可・無届業	無許可品	不正表示品	違反広告	毒劇薬の譲渡	毒劇薬の貯蔵陳列	要指示薬の取扱	制限品目の販売	構造設備等の不備	その他	許可取消・業務停止	構造設備改善命令	検査命令	廃業	その他	
285	105	34	0	0	0	0	1	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0

(10) 毒物劇物販売業施設数

令和８年３月末現在、販売業施設の総数は 75 件となっている。

表７　令和７年度毒物劇物販売業施設数

業態	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業
施設数	70	2	3

(11) 毒物劇物に係る監視状況

令和８年３月末現在、登録数は 75 件、立入検査を行った施設数は９件で 12%の実施率であり、違反発見件数は３件であった。

表８　令和７年度毒物劇物販売業監視施設数

登録施設数	立入検査実施数	違反発見施設数	違反発見件数										処分件数				その他	告発件数
			無登録	混同保管	施錠設備	設備変更無届	表示	譲渡証記載	責任者義務	責任者変更無届	不良品	その他	登録取消・業務停止	構造設備改善命令	始末書等	その他		
75	9	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0